

2024.7.23

オリックス 世界社債アクティブファンド (為替ヘッジあり)

追加型投信／内外／債券

◆この目論見書により行なう「オリックス 世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年7月22日に関東財務局長に提出しており、2024年7月23日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2024年7月22日
発行者名	: SBIアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 梅本 賢一
本店の所在の場所	: 東京都港区六本木一丁目6番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

SBIアセットマネジメント 株式会社

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	30
第3【ファンドの経理状況】	35
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	63
第三部【委託会社等の情報】	64
約款	92

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

オリックス 世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1,000 億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。購入時手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における購入時手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2024年7月23日から2025年1月22日までとします。

- ・ファンドは、2025年4月18日をもって信託期間が終了いたします。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<SBIアセットマネジメント株式会社>

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
	内 外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(社債))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(社債))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ② 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③ 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④ 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥ 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦ その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ① グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ② 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③ 北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④ 欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤ アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥ オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦ 中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧ アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨ 中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩ エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ① ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ② ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社で作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1. 主として世界の企業が発行する社債(新興国社債、ハイ・イールド社債、金融機関が発行する債券(CoCo債^{※1}等のハイブリッド証券)を含みます。)、資産担保証券(ABS)を含む証券化商品等に投資を行います。

当ファンドは、ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人「Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY」投資証券(以下「投資先ファンド」といいます。)への投資を通じて、主として世界の企業が発行する社債(新興国社債、ハイ・イールド社債、金融機関が発行する債券(CoCo債等のハイブリッド証券)を含みます。)、資産担保証券(ABS)を含む証券化商品等に投資し、ESG^{※2}(環境・社会・ガバナンス)評価を考慮した運用を行います。また、投資先ファンドにおいて、効率的な運用またはヘッジを目的としてデリバティブ取引を行います。

※1 CoCo債(ココ債)とは、Contingent convertible bondsを略したものです。銀行など金融機関が自己資本増強のために発行する転換社債の一種で、発行体の実質破綻状態に陥った場合や自己資本比率が一定水準を下回るなど、偶発的な事象であらかじめ定められた条件に抵触した場合、元本の一部または全部が削減されたり、強制的に普通株に転換される転換社債のことをいいます。

※2 ESGとは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)のことをいいます。長期的に高いリターンとプラスの社会的影響をめざすサステナビリティ投資(責任投資)において、国や企業の環境・社会・ガバナンスに関する情報が投資判断に組み入れられます。

2. 投資先ファンドにおいて、外貨建て資産に対し原則として対円で為替ヘッジ取引を行います。

円と外貨建て資産の通貨との短期金利差が拡大すれば、ヘッジコストまたはヘッジプレミアムが大きくなり、基準価額の変動要因となります。

詳しくは3ページをご参照ください。

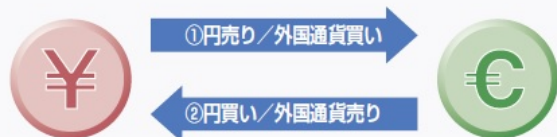
3. 投資先ファンドの運用は、ROBECO(以下「ロベコ」といいます。)が行います。

ロベコは1929年にオランダのロッテルダムで設立された運用会社です。クオンツ投資とサステナビリティ投資を他に先駆けて手掛け、今日では、ロベコは両分野で世界をリードする運用会社となっています。

Ⅲ 為替ヘッジ取引について

- 当ファンドでは、為替変動リスクを低減するため為替ヘッジ取引を行います。
- 円と外貨建て資産の通貨で為替ヘッジ取引を行う場合、一般的に円の短期金利が外貨建て資産の通貨の短期金利よりも低い場合にはヘッジコスト(金利差相当分の費用)が生じ、外貨建て資産の通貨の短期金利が円の短期金利よりも低い場合には、ヘッジプレミアム(金利差相当分の収益)が生じます。

為替ヘッジ取引のイメージ図



「為替ヘッジ取引」とは、通貨の先渡取引*等を利用し、あらかじめ将来の為替レートを予約しておくことにより、為替変動リスクを低減することです。

*先渡取引とは、将来のある時点を受渡日として、あらかじめ決定した価格ないしレートで行う取引です。

④ 信託金限度額

- ・1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2018 年 7 月 27 日

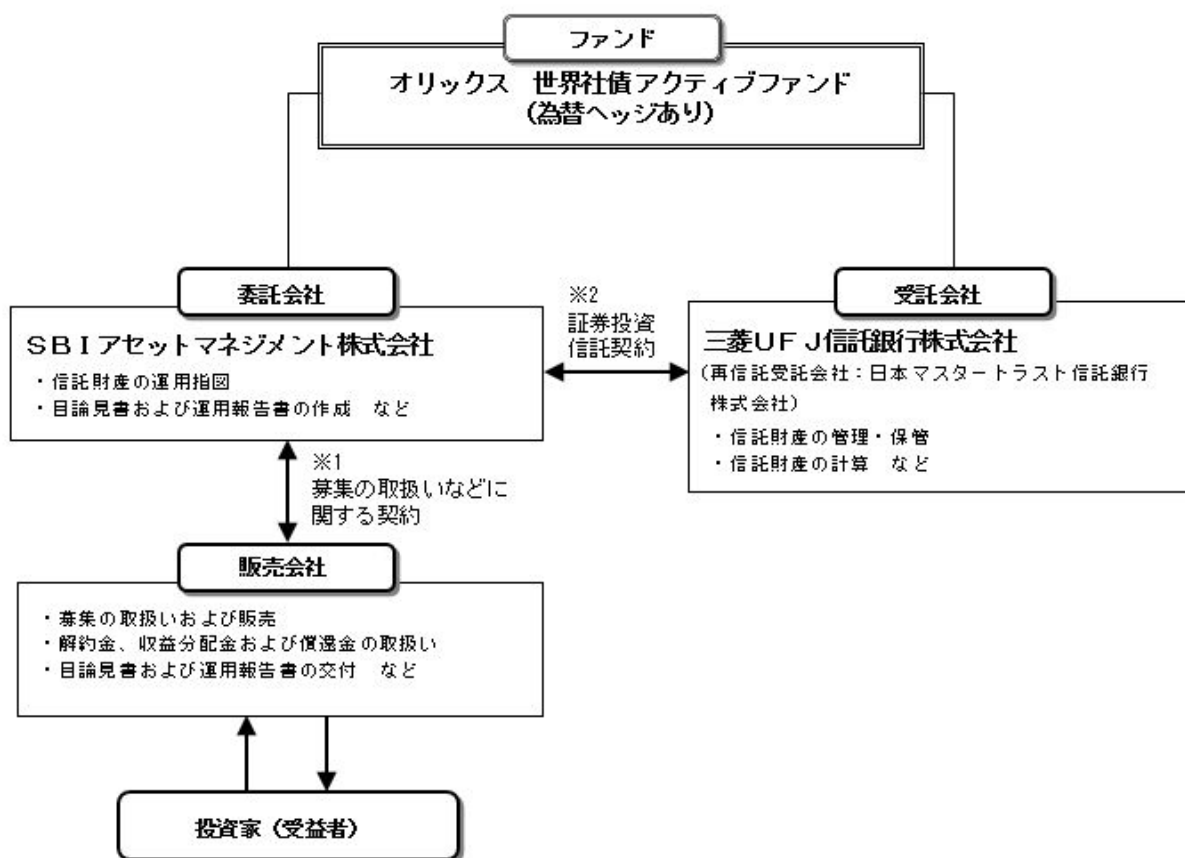
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2023 年 4 月 1 日

- ・ファンドの委託会社としての業務を新生インベストメント・マネジメント株式会社から SBI アセットマネジメント株式会社（2023 年 4 月 1 日に、SBI アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。合併後の商号は SBI アセットマネジメント株式会社を継承）に承継。

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

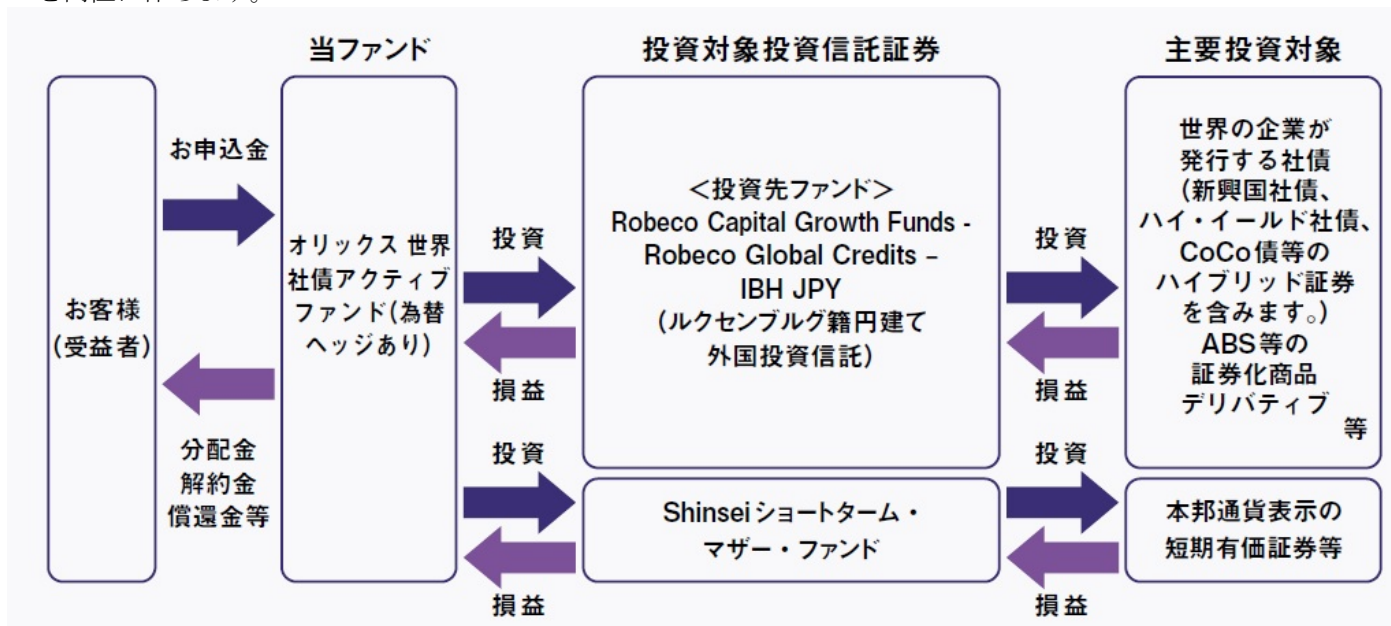


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。原則として、投資先ファンドの組入比率を高位に保ちます。



② 委託会社の概況 (2024 年 4 月末現在)

1) 資本金

4 億 20 万円

2) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002 年 5 月 1 日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005 年 7 月 1 日には、SBI アセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006 年 8 月 2 日には、委託会社の親会社（現 SBI ホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現 SBI ホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBI グループの一員となりました。

2019 年 12 月 20 日には、委託会社の全株式を SBI アセットマネジメント・グループ株式会社（SBI AMG）が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBI AMG はモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022 年 8 月 1 日に、SBI アセットマネジメント株式会社、SBI ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI 地方創生アセットマネジメント株式会社の 3 社合併をしました。なお、SBI アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022 年 10 月 1 日には、モーニングスター株式会社が SBI AMG を吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は 2023 年 3 月 30 日に、SBI グローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023 年 4 月 1 日に、SBI アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をしました。なお、合併後の商号は SBI アセットマネジメント株式会社を継承しました。

1986 年 8 月 29 日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987 年 2 月 20 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 4 条にかかる登録
1987 年 9 月 9 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 24 条 1 項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000 年 11 月 28 日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第 6 条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可

2001 年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002 年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005 年 7 月 1 日	S B I アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007 年 9 月 30 日	金融商品取引法等の施行により同法第 29 条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第 311 号）
2022 年 8 月 1 日	S B I アセットマネジメント株式会社、S B I ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、S B I 地方創生アセットマネジメント株式会社の 3 社合併。S B I アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。
2023 年 4 月 1 日	S B I アセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。S B I アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

3) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
S B I グローバルアセット マネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	1,378,823 株	97.9%
P I M C O A S I A L I M I T E D	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	29,507 株	2.1%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人「Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY」投資証券（以下「投資先ファンド」といいます。）を通じて、主に世界の企業が発行する社債（新興国社債、ハイ・イールド社債、金融機関が発行する債券（CoCo 債等のハイブリッド証券）を含みます。）、資産担保証券（ABS）を含む証券化商品等に投資を行います。
※当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。
- ② 投資先ファンドにおいて、外貨建て資産に対し原則として対円で為替ヘッジ取引を行います。
- ③ 投資先ファンドへの投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。
- ④ 資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資先ファンドおよび親投資信託である「Shinsei ショートターム・マザー・ファンド」受益証券を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類
 - ・次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ・次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
- ② 有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を主として、投資先ファンドおよび「Shinsei ショートターム・マザー・ファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 委託者は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資先ファンドの概要

1) Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY

ファンド名	Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY
形態	ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人(会社型投資信託)
主な投資態度	①総資産のうち3分の2以上を主に世界の企業が発行する社債（新興国社債、ハイ・イールド社債、金融機関が発行する債券（CoCo 債等のハイブリッド証券）を含みます。）、資産担保証券（ABS）を含む証券化商品等に投資します。 ②ESG（環境・社会・ガバナンス）評価を考慮した運用を行います。 ③効率的な運用またはヘッジを目的とした為替予約取引、金利先物取引、債券先物取引、金利スワップ、通貨スワップ、クレジット・デフォルト・スワップなどのデリバティブ取引を行います。 ④原則として、組入資産に対し対円で為替ヘッジ取引を行います。 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
主な投資制限	①資産担保証券（ABS）への投資は総資産の20%を上限とします。 ②転換社債への投資は総資産の25%を上限とし、特に CoCo 債への投資は総資産の20%を上限とします。 ③原則として株式には直接投資を行いません。またオプション、スワップションには投資しません。 ④純資産総額の10%を超えて借入を行うことはできません。 資金動向や市場動向等の事情により、上記投資制限を維持することが困難となる場合があります。
管理会社	Robeco Institutional Asset Management B.V.
保管受託銀行／ 管理事務代行 会社	J.P.Morgan Bank Luxembourg S.A.

2) Shinsei ショートターム・マザー・ファンド

ファンド名	Shinsei ショートターム・マザー・ファンド
商品分類	親投資信託（マザーファンド）
投資対象	本邦通貨表示の短期有価証券等
投資態度	①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により安定した運用の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことにより流動性の確保を図ります。 ②デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するために行うことができます。
主な投資制限	①株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限りします。 ②外貨建て資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引等は、約款の範囲で行います。

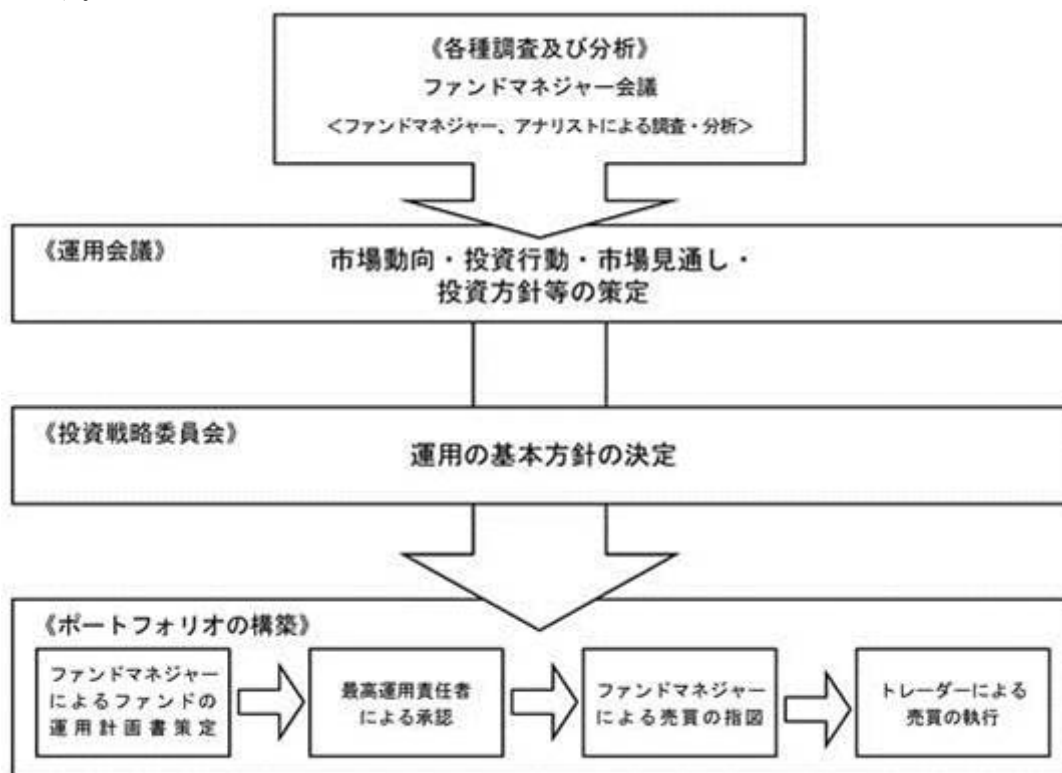
	④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑤デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑥一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
設定日	2018 年 7 月 27 日
信託期間	無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年 4 月 20 日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	S B I アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(3)【運用体制】

《SBIアセットマネジメント株式会社》

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

- ① 市場環境分析・企業分析
ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。
- ② 投資基本方針の策定
最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。
最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。
- ③ 運用基本方針の決定
「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。
- ④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築
ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。
ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。
- ⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価
ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

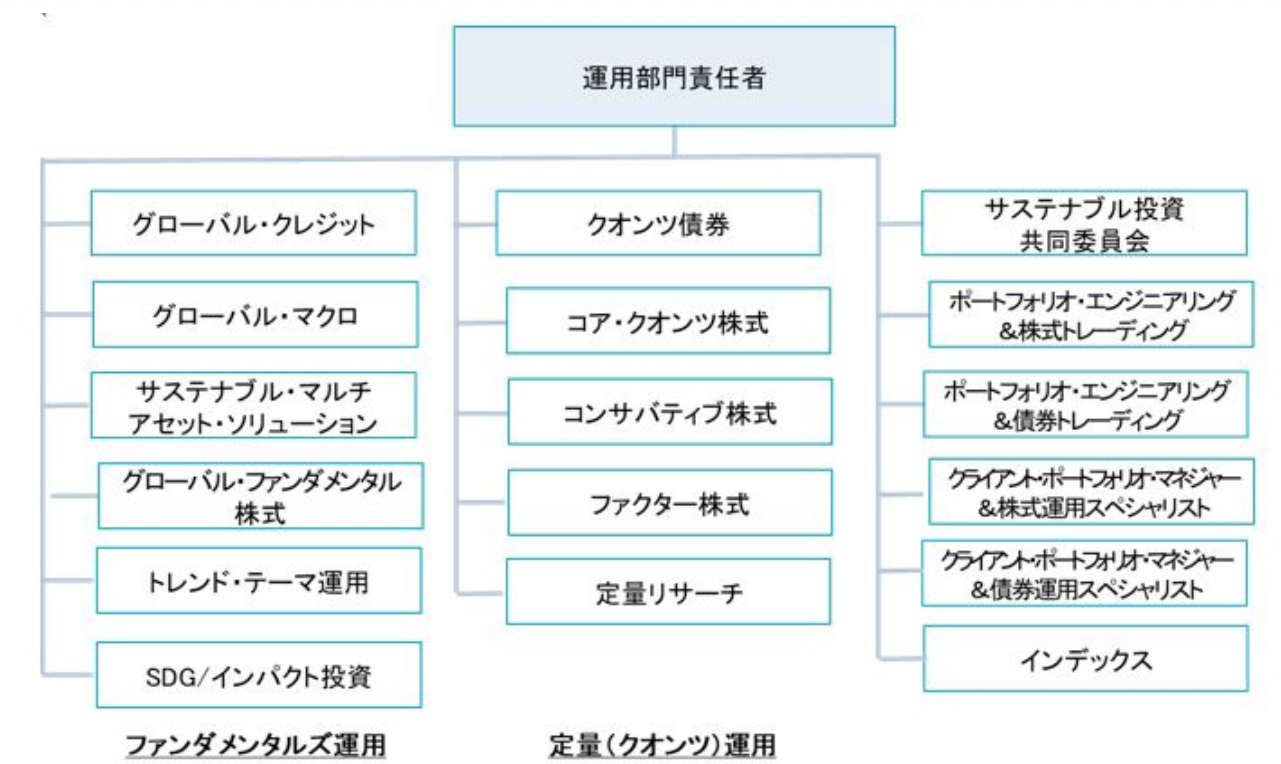
＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

※上記体制は、今後変更となる場合があります。

ROBECO

運用チーム



※上記体制等は、2024 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益などの範囲で、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「再投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約*を締結します。

*：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

<受取コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券、短期社債等（「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

2) 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

3) 株式への直接投資は行いません。

4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

5) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

6) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

7) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

8) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託

託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 価格変動リスク（金利変動リスク）

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に債券（公社債等）に投資します。債券（公社債等）の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。これら債券（公社債等）の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に新興国債券やハイ・イールド債券、証券化商品等に投資することがあります。これら債券は、相対的に価格変動が大きくなる場合があり、基準価額が大きく下落する要因となることがあり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

また、当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的にハイブリッド証券（CoCo 債を含みます。）等に投資します。なお、ハイブリッド証券には劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）、繰上償還延期リスク、利払繰延リスク等の固有リスクがあります。CoCo 債には、実質破綻状態にあると監督官庁が判断した場合に加え、自己資本比率が一定水準を下回った場合などにおいて、損失負担条項に伴い元本の一部もしくは全部が削減される、または強制的に普通株式に転換される等、その価値が元本を大きく下回ることがあります。これらは基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に外貨建て資産に投資するため、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、その結果投資元本を割り込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また、当ファンドでは投資先ファンドにおいて、原則として対円で為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの軽減を図りますが、為替ヘッジ取引は、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

③ 信用リスク

当ファンドが実質的に組み入れた債券（公社債等）の価格は、発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等に影響を受け、発行体が財政難や経営不安となった場合などには大きく下落し、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。これらは基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。また、新興国の債券やハイ・イールド債券等は、相対的に利回りが高い反面、発行体の財政難や経営不安となったことなどによる信用リスクが大きい場合があります。

④ カントリーリスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制、税制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

⑤ 流動性リスク

当ファンドで実質的に組入れている債券（公社債等）の中には、市場における流動性が低く、市場環境等によっては、希望する価格、希望する数量の取引が行えないものが含まれている可能性があります。これら流動性の低い債券（公社債等）を売却する場合に、想定した取引が行えない、あるいは不利な価格で取引を行わなければならないことがあります。この影響を受けて基準価額が下落することがあり、その結果投資元本を割り込むことがあります。また、新興国債券やハイ・イールド債券、証券化商品等は、市場規模や取引量が限られることがあり、流動性リスクが高まる場合があります。

⑥ デリバティブ取引に関するリスク

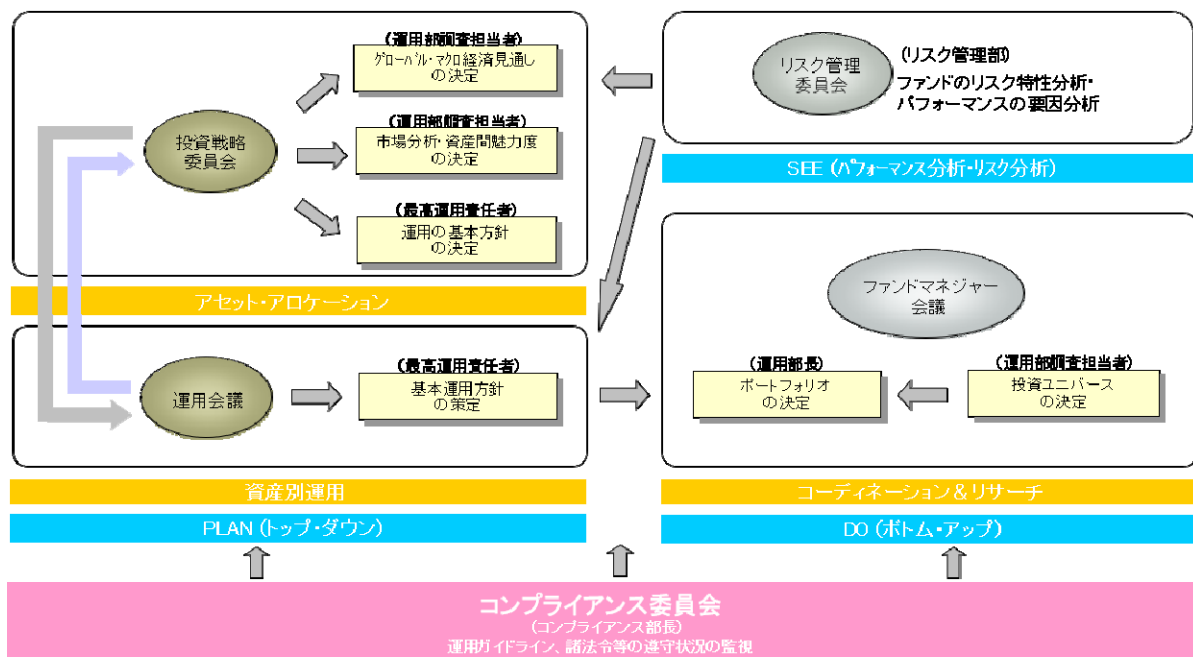
当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的にデリバティブ取引を行います。買い建てたデリバティブ取引等（ロング・ポジション）の価格が下落した場合、もしくは売り建てたデリバティブ取引等（ショート・ポジション）の価格が上昇した場合、これらは基準価額が下がる要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、デリバティブ取引は、取引の相手方（カウンターパーティー）の決済不履行などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被る可能性や、原資産の価格変動以上に価格が変動する可能性、理論価格よりも大幅に不利な条件での売買しかできなくなる可能性や売買そのものができなくなる可能性等が

⑦ その他の留意点

- ## (2) リスク管理体制

① 運用に関するリスク管理体制

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月 1 回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月 1 回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月 1 回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月 1 回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。
プロダクトガバナンス委員会	原則月 1 回	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 基本的商品戦略について、投資戦略委員会・運用会議・商品検討委員会の内容、市況及び業界動向を鑑みた上で決定する。また、商品戦略に係る对外公表を担当する。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

② コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③ 機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

《ROBECO》

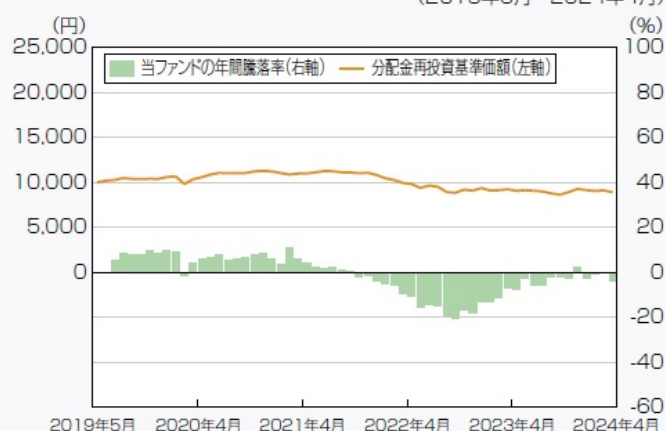
コンプライアンス・プログラム、社内規程等の適時・適宜の改定及び見直しや社内研修を通して、発生しうる様々なリスクに対して事前に対応できる体制作りを行っています。特に、法令遵守等の法的リスク、オペレーショナル・リスクについては、法務コンプライアンス部が中心となり、評価・モニタリングを行い、また、必要に応じて改善していきます。これらは、取締役会にてレビュー・モニタリングされており、リスクへの対応、リスク許容度とリスク選好を勘案した具体的な対応がコンプライアンス・プログラムや社内規程等に反映されています。法務コンプライアンス部は、運用部、業務部及び営業部など、如何なる部門からの独立性を保っています。

※上記体制等は、2024 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

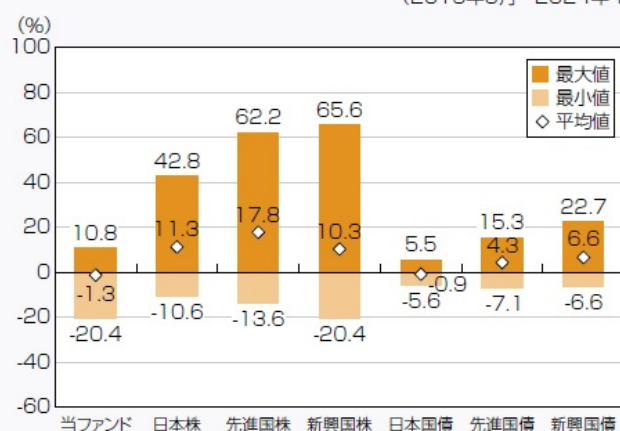
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2019年5月～2024年4月)



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年5月～2024年4月)



- * 上記は分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えばこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。購入時手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における購入時手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
- ・購入時手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に購入時手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

※購入時手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞		
当ファンド	0.693% （税抜0.63%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上されます。
投資対象とする投資信託証券	0.40%※	管理・投資運用等の対価です。
実質的負担	1.093%程度（税込）	

- ・投資先ファンドの運用管理報酬等（純資産総額に対して年率0.40%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.093%程度です。

※投資対象とする投資信託証券の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

- ② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計	役務の内容
	0.693% (0.63%)	
委託会社	0.220% (0.20%)	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.440% (0.40%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.033% (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

※括弧内は税抜です。

- ③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末（休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）

- (a) 株式等の売買委託手数料
 - (b) 外貨建資産の保管費用
 - (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
 - (d) 信託財産に関する租税
 - (e) 信託財産に係る監査費用等
 - (f) その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）
- (a) から (d) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、(e) 記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額 682,000 円（税込））が日々計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。
- (f) 記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率 0.10%（税込）を上限とします。

サービス報酬として、管理事務代行報酬、監査報酬、保管受託銀行報酬、法定書類作成費用等が別途投資先ファンドから支払われます。また、租税、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、為替ヘッジに関する委託手数料等についても別途投資先ファンドより支払われます。

※その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISA の対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値とな

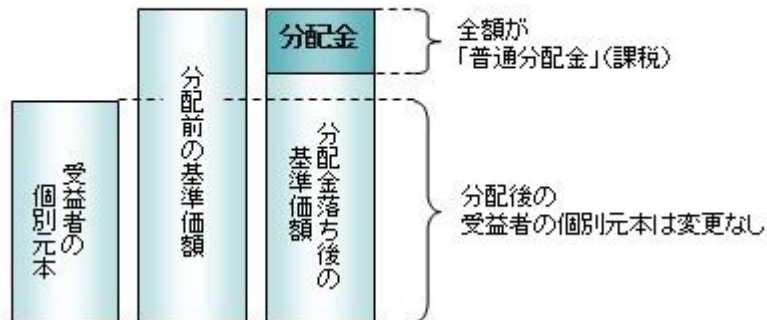
ります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

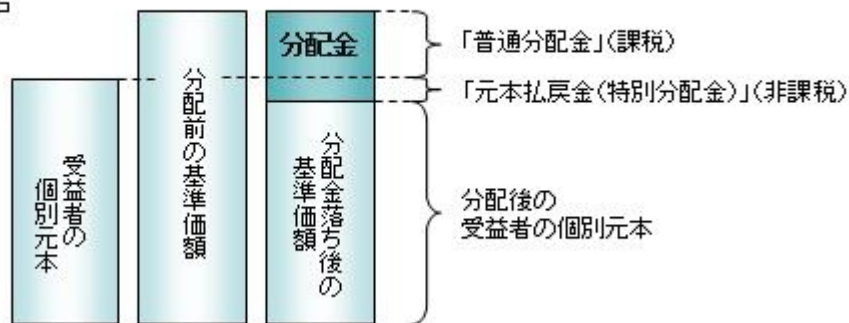
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 4 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【オリックス 世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は 2024 年 4 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	1,092,027,195	98.83
親投資信託受益証券	日本	109,362	0.01
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	12,777,555	1.16
合計（純資産総額）		1,104,914,112	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	Robeco Global Credits IBH JPY	124,844.4851	8,758	1,093,435,441	8,747.1	1,092,027,195	98.83
日本	親投資信託受益証券	Shinsei ショートターム・マザー・ファンド	110,000	0.9942	109,362	0.9942	109,362	0.01

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	98.83
親投資信託受益証券	0.01
合計	98.84

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2019年4月22日）	1,185	1,203	1.0064	1.0214
第2計算期間末（2020年4月20日）	1,275	1,294	1.0292	1.0442
第3計算期間末（2021年4月20日）	1,403	1,422	1.0814	1.0964
第4計算期間末（2022年4月20日）	1,309	1,309	0.9828	0.9828
第5計算期間末（2023年4月20日）	1,192	1,192	0.9080	0.9080
第6計算期間末（2024年4月22日）	1,106	1,106	0.8766	0.8766
2023年4月末日	1,193	—	0.9088	—
5月末日	1,166	—	0.8917	—
6月末日	1,171	—	0.8983	—
7月末日	1,158	—	0.8928	—
8月末日	1,146	—	0.8839	—
9月末日	1,108	—	0.8626	—
10月末日	1,090	—	0.8497	—
11月末日	1,127	—	0.8785	—
12月末日	1,164	—	0.9131	—
2024年1月末日	1,145	—	0.8993	—
2月末日	1,129	—	0.8896	—
3月末日	1,133	—	0.8973	—
4月末日	1,104	—	0.8754	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年7月27日～2019年4月22日	0.0150
第2期	2019年4月23日～2020年4月20日	0.0150
第3期	2020年4月21日～2021年4月20日	0.0150
第4期	2021年4月21日～2022年4月20日	0.0000
第5期	2022年4月21日～2023年4月20日	0.0000
第6期	2023年4月21日～2024年4月22日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 1 期	2018 年 7 月 27 日～2019 年 4 月 22 日	2. 14
第 2 期	2019 年 4 月 23 日～2020 年 4 月 20 日	3. 76
第 3 期	2020 年 4 月 21 日～2021 年 4 月 20 日	6. 53
第 4 期	2021 年 4 月 21 日～2022 年 4 月 20 日	△9. 12
第 5 期	2022 年 4 月 21 日～2023 年 4 月 20 日	△7. 61
第 6 期	2023 年 4 月 21 日～2024 年 4 月 22 日	△3. 46

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 1 期	2018 年 7 月 27 日～2019 年 4 月 22 日	1, 191, 516, 594	13, 200, 000
第 2 期	2019 年 4 月 23 日～2020 年 4 月 20 日	117, 263, 793	55, 898, 251
第 3 期	2020 年 4 月 21 日～2021 年 4 月 20 日	145, 110, 815	87, 061, 414
第 4 期	2021 年 4 月 21 日～2022 年 4 月 20 日	93, 397, 555	58, 464, 614
第 5 期	2022 年 4 月 21 日～2023 年 4 月 20 日	21, 466, 578	40, 946, 761
第 6 期	2023 年 4 月 21 日～2024 年 4 月 22 日	8, 743, 260	59, 758, 492

(注)第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

S h i n s e i ショートターム・マザー・ファンド

以下の運用状況は 2024 年 4 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
国債証券	日本	199, 992	59. 17
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	138, 024	40. 83
合計（純資産総額）		338, 016	100. 00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第 1 2 2 2 回国庫短期証券	200, 000	99. 99	199, 995	99. 99	199, 992	—	2024/7/8	59. 17

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	59.17
合計	59.17

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績

(2024年4月末現在)

基準価額・純資産の推移



基準価額 (1万口当たり)	8,754円
純資産総額	11.0億円

分配の推移

決算期	分配金
20年4月	150円
21年4月	150円
22年4月	0円
23年4月	0円
24年4月	0円
設定来累計	450円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に収益分配金(課税前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

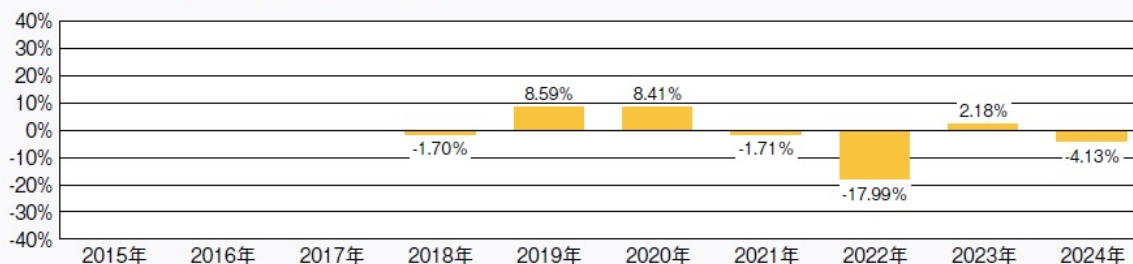
	銘柄名	国/地域	種別	組入比率
1	TREASURY BILL 13-JUN-2024	米国	国債	1.1%
2	TREASURY BILL 11-JUN-2024	米国	国債	1.1%
3	CITIBANK NA 29-SEP-2028	米国	社債	1.1%
4	GOLDMAN SACHS GROUP INC 24-OCT-2029	米国	社債	1.0%
5	US TREASURY N/B 15-AUG-2024	米国	国債	1.0%
6	KNAB NV 28-JUN-2030	オランダ	証券化商品	0.9%
7	CIE FINANCEMENT FONCIER 15-MAR-2030	フランス	証券化商品	0.9%
8	AT&T INC 15-FEB-2034	米国	社債	0.9%
9	ROCHE HOLDINGS INC 13-NOV-2030	米国	社債	0.8%
10	CAR 2023-1FRV A 21-OCT-2038	フランス	証券化商品	0.8%

※組入比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2018年は設定日(7月27日)から年末まで、2024年は年初来4月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2023年4月21日～2024年4月22日です。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.24%	0.69%	0.55%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他の費用には、投資先ファンド(ファンドが組入れている投資信託証券(マザーファンドを除く))にかかる費用が含まれています。なお、投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除いています。

※投資先ファンドの費用については、運用会社等より入手した概算値を使用している場合があります。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜再投資コース＞と＜受取コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜受取コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日から起算して4日以内（土日を除きます。）に下記のいずれかに該当する日を含む場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ルクセンブルクの銀行休業日

●委託会社が定める日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、購入時手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜SBIアセットマネジメント株式会社＞

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日から起算して4日以内（土日を除きます。）に下記のいずれかに該当する日を含む場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ルクセンブルグの銀行休業日

●委託会社が定める日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< S B I アセットマネジメント株式会社 >

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

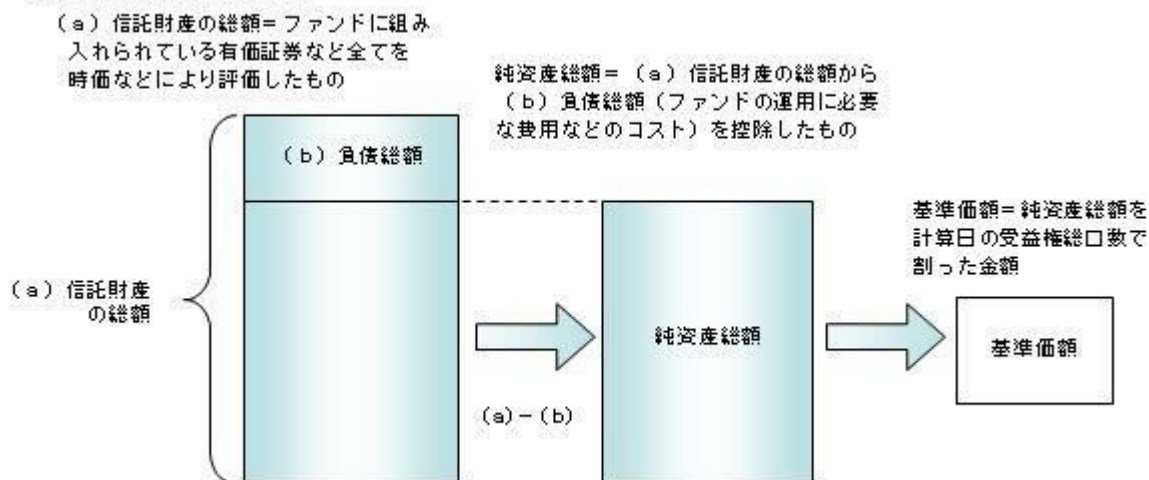
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<SBIアセットマネジメント株式会社>

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2025年4月18日までとします（2018年7月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年4月21日から翌年4月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - やむを得ない事情が発生したとき
- この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

- イ) Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY が償還となったとき
- ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
- ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

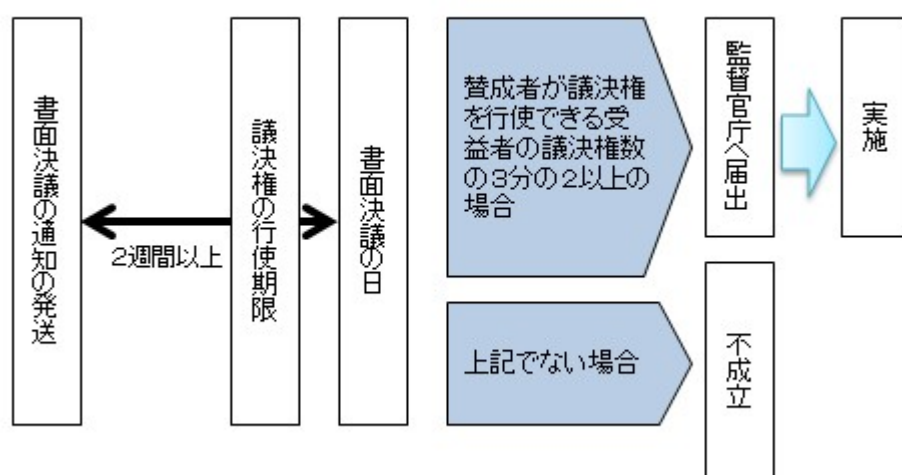
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

- 1) 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<https://www.sbiam.co.jp/>
- 2) 1) の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況など

を記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(4) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が解約請求を行なったとき、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(令和5年4月21日から令和6年4月22日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和6年7月5日

SBI アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島 紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオリックス 世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）の令和5年4月21日から令和6年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリックス 世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）の令和6年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

S B I アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【オリックス 世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 5 期 (令和 5 年 4 月 20 日現在)	第 6 期 (令和 6 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,654,863	17,798,822
投資証券	1,170,663,743	1,093,435,441
親投資信託受益証券	109,483	109,362
流動資産合計	1,197,428,089	1,111,343,625
資産合計	1,197,428,089	1,111,343,625
負債の部		
流動負債		
未払解約金	73,801	-
未払受託者報酬	194,356	188,641
未払委託者報酬	3,887,091	3,772,656
未払利息	80	-
その他未払費用	929,902	912,563
流動負債合計	5,085,230	4,873,860
負債合計	5,085,230	4,873,860
純資産の部		
元本等		
元本	1,313,184,295	1,262,169,063
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△120,841,436	△155,699,298
元本等合計	1,192,342,859	1,106,469,765
純資産合計	1,192,342,859	1,106,469,765
負債純資産合計	1,197,428,089	1,111,343,625

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期 (自令和4年4月21日 至令和5年4月20日)	第6期 (自令和5年4月21日 至令和6年4月22日)
営業収益		
受取配当金	22,427,222	18,416,883
受取利息	-	88
有価証券売買等損益	△111,637,095	△49,228,423
営業収益合計	△89,209,873	△30,811,452
営業費用		
支払利息	16,222	19,909
受託者報酬	398,471	379,199
委託者報酬	7,969,349	7,583,717
その他費用	1,889,375	1,830,944
営業費用合計	10,273,417	9,813,769
営業利益又は営業損失(△)	△99,483,290	△40,625,221
経常利益又は経常損失(△)	△99,483,290	△40,625,221
当期純利益又は当期純損失(△)	△99,483,290	△40,625,221
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△2,301,681	△1,219,454
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△22,904,335	△120,841,436
剰余金増加額又は欠損金減少額	745,121	5,546,179
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	745,121	5,546,179
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,500,613	998,274
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	1,500,613	998,274
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△120,841,436	△155,699,298

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 6 期 (自令和 5 年 4 月 21 日 至令和 6 年 4 月 22 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年 4 月 21 日から翌年 4 月 20 日までとしておりますが、第 6 期計算期間は当計算期間末日が休業日のため、令和 5 年 4 月 21 日から令和 6 年 4 月 22 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 5 期 (令和 5 年 4 月 20 日現在)	第 6 期 (令和 6 年 4 月 22 日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額 1,332,664,478 円 期中追加設定元本額 21,466,578 円 期中一部解約元本額 40,946,761 円	期首元本額 1,313,184,295 円 期中追加設定元本額 8,743,260 円 期中一部解約元本額 59,758,492 円
2. 計算期間の末日における受益権総数	1,313,184,295 口	1,262,169,063 口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 120,841,436 円	元本の欠損 155,699,298 円
4. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9080 円 (10,000 口当たり純資産額) (9,080 円)	1 口当たり純資産額 0.8766 円 (10,000 口当たり純資産額) (8,766 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第 5 期 (自令和 4 年 4 月 21 日 至令和 5 年 4 月 20 日)	第 6 期 (自令和 5 年 4 月 21 日 至令和 6 年 4 月 22 日)
1. 分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額 12,090,990 円 費用控除後の有価証券売買等損益額 -円 収益調整金 13,323,636 円 分配準備積立金 91,212,198 円 当ファンドの分配対象収益額 116,626,824 円 当ファンドの期末残存口数 1,313,184,295 口 10,000 口当たり収益分配対象額 888.11 円 10,000 口当たり分配金 -円 分配金 -円	費用控除後の配当等収益額 8,394,142 円 費用控除後の有価証券売買等損益額 -円 収益調整金 13,517,831 円 分配準備積立金 98,660,346 円 当ファンドの分配対象収益額 120,572,319 円 当ファンドの期末残存口数 1,262,169,063 口 10,000 口当たり収益分配対象額 955.27 円 10,000 口当たり分配金 -円 分配金 -円
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第5期 (自令和4年4月21日 至令和5年4月20日)	第6期 (自令和5年4月21日 至令和6年4月22日)
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 (2023年3月31日まで) 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。 (2023年4月1日以降) 常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第5期 (令和5年4月20日現在)	第6期 (令和6年4月22日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2 時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第5期 (令和5年4月20日現在)	第6期 (令和6年4月22日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△110,597,804	△48,223,679
親投資信託受益証券	△99	△121
合計	△110,597,903	△48,223,800

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期 (自令和4年4月21日 至令和5年4月20日)	第6期 (自令和5年4月21日 至令和6年4月22日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第6期 (自令和5年4月21日 至令和6年4月22日)
該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (令和6年4月22日現在)

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資証券	Robeco Global Credits IBH JPY	124,844.4851	1,093,435,441	
投資証券合計		124,844.4851	1,093,435,441	
親投資信託受益証券	S h i n s e i ショートターム・マザー・ファンド	110,000	109,362	
親投資信託受益証券合計		110,000	109,362	
合計			1,093,544,803	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第5 商品明細表
該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第8 借入金明細表
該当事項はありません。

(参考)

本報告書の開示対象ファンド（オリックス 世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり））（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ籍の円建て外国投資法人である「Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資法人の投資証券であります。主要投資対象である同外国投資法人の計算期間末日（令和5年12月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資法人の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を委託会社が管理会社より入手し、原文の一部を翻訳しております。

また、当ファンドは、「Shinseiショートターム・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

(令和 6 年 4 月 22 日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	138,024
国債証券	199,995
流動資産合計	338,019
資産合計	338,019
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	340,000
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	△1,981
元本等合計	338,019
純資産合計	338,019
負債純資産合計	338,019

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自令和 5 年 4 月 21 日 至令和 6 年 4 月 22 日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格又は価格情報会社の提供する価格で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和 6 年 4 月 22 日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額 340,000 円 期中追加設定元本額 -円 期中一部解約元本額 -円 期末元本額 340,000 円 元本の内訳* オリックス 世界国債ファンド（グローバル・ダイナミック・デュレーション）（為替ヘッジあり） 140,000 円 オリックス 世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり） 110,000 円 オリックス 先進国株式マーケット・プラス・ファンド 90,000 円
2. 計算日における受益権総数	340,000 口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 1,981 円
4. 計算日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9942 円 (10,000 口当たり純資産額) (9,942 円)

(注) *は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

(自令和 5 年 4 月 21 日 至令和 6 年 4 月 22 日)
1 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

(令和 6 年 4 月 22 日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(令和 6 年 4 月 22 日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△2
合計	△2

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自令和 5 年 4 月 21 日 至令和 6 年 4 月 22 日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自令和 5 年 4 月 21 日 至令和 6 年 4 月 22 日)
該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表 (令和 6 年 4 月 22 日現在)

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第1 2 2 2 回国庫短期証券	200, 000	199, 995	
合計		200, 000	199, 995	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第5 商品明細表
該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第8 借入金明細表
該当事項はありません。

純資産計算書

2023 年 12 月 31 日現在

Robeco Global Credit
ユーロ

資産	
投資有価証券簿価	2,978,433,269
未実現利益/（損失）	(5,617,685)
投資有価証券時価	2,972,815,584
預金	56,848,331
未収販売代金	2,360,260
未収利息	36,533,674
金融先物契約未実現利益	39,284,199
為替先渡契約未実現利益	29,578,376
スワップ公正価値	3,346,543
その他資産	5,200
資産合計	3,140,772,167
負債	
ブローカーへの未払金	23,857,349
未払換金代金	2,396,401
未収利息	1,161,509
未払運用報酬	845,729
金融先物未実現損失	8,648,546
為替先渡未実現損失	10,632,840
スワップ公正価値	17,295,358
その他負債	355,509
負債合計	65,193,241
純資産合計	3,075,578,926

株主資本変動計算書

2023 年 12 月 31 日までの 1 年間

Robeco Global Credit
ユーロ

当期中における純資産額	2, 555, 724, 779
収入	
債券による金利収入（源泉税徴収後）	100, 813, 099
スワップ契約に係る金利	2, 229, 069
有価証券貸付収入	523, 832
銀行利息	3, 848, 846
収入合計	107, 414, 846
費用	
運用報酬	9, 526, 367
サービス報酬	2, 864, 711
税金等	347, 765
銀行その他未払利息	184, 450
スワップ契約に係る金利	6, 718, 848
費用合計	19, 642, 141
純投資収益/（損失）	87, 772, 705
純実現利益/（損失）	
保有有価証券の売却	(72, 978, 573)
金融先物契約	(36, 614, 550)
為替先渡契約	12, 734, 099
スワップ契約	(76, 001, 376)
為替取引	(1, 496, 081)
当期に係る純実現利益（損失）	(174, 356, 481)
未実現利益（損失）の変動：	
保有有価証券	174, 998, 647
金融先物契約	14, 918, 161
為替先渡契約	13, 900, 902
スワップ契約	81, 984, 325
為替取引	(11, 785)
当期に係る未実現評価益（評価損）の純変動	285, 790, 250
ファンド運営に係る結果としての純資産の増加（減少）	199, 206, 474
販売	1, 074, 397, 562
換金	(728, 599, 681)
資本勘定の変動に係る純資産額の増減	345, 797, 881
分配金支払	(25, 150, 208)
当期末における純資産額	3, 075, 578, 926

<参考情報>

「Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY」

組入れ資産の明細 (2024 年 4 月末現在)

銘柄名	種別	国／地域	利率	償還日	評価額 (ユーロ)	構成比
TREASURY BILL 13-JUN-2024	国債	米国	0.000	2024/6/13	30,524,289.18	1.1%
TREASURY BILL 11-JUN-2024	国債	米国	0.000	2024/6/11	30,523,827.49	1.1%
CITIBANK NA 29-SEP-2028	社債	米国	5.803	2028/9/29	28,888,938.76	1.1%
GOLDMAN SACHS GROUP INC 24-OCT-2029	社債	米国	6.484	2029/10/24	28,443,839.65	1.0%
US TREASURY N/B 15-AUG-2024	国債	米国	0.375	2024/8/15	27,582,691.81	1.0%
KNAB NV 28-JUN-2030	証券化商品	オランダ	3.375	2030/6/28	25,907,626.62	0.9%
CIE FINANCEMENT FONCIER 15-MAR-2030	証券化商品	フランス	2.375	2030/3/15	24,036,084.52	0.9%
AT&T INC 15-FEB-2034	社債	米国	5.400	2034/2/15	23,441,294.04	0.9%
ROCHE HOLDINGS INC 13-NOV-2030	社債	米国	5.489	2030/11/13	22,716,622.05	0.8%
CAR 2023-1FRV A 21-OCT-2038	証券化商品	フランス	---	2038/10/21	22,575,351.83	0.8%
CAR 2023-G1V A 18-MAR-2035	証券化商品	ドイツ	---	2035/3/18	22,401,007.24	0.8%
LINDE PLC 12-JUN-2034	社債	米国	3.625	2034/6/12	21,937,384.18	0.8%
COX COMMUNICATIONS INC 15-JUN-2033	社債	米国	5.700	2033/6/15	21,740,577.04	0.8%
PFIZER INVESTMENT ENTER 19-MAY-2030	社債	米国	4.650	2030/5/19	21,302,014.29	0.8%
WARNERMEDIA HOLDINGS INC 15-MAR-2052	社債	米国	5.141	2052/3/15	21,301,894.56	0.8%
SKANDINAVISKA ENSKILDA 03-MAY-2027	社債	スウェーデン	---	2027/5/3	21,226,851.03	0.8%
JPMORGAN CHASE & CO 15-DEC-2025	社債	米国	5.546	2025/12/15	19,419,159.41	0.7%
BRITISH TELECOMMUNICATIO 20-DEC-2083	社債	英国	8.375	2083/12/20	19,299,657.16	0.7%
BANK OF NOVA SCOTIA 01-FEB-2030	社債	カナダ	4.850	2030/2/1	18,444,437.13	0.7%
MET LIFE GLOB FUNDING I 07-DEC-2031	社債	米国	3.750	2031/12/7	18,118,020.15	0.7%
JOHN DEERE CAPITAL CORP 10-JUN-2030	社債	米国	4.700	2030/6/10	17,494,313.35	0.6%
CELANESE US HOLDINGS LLC 15-NOV-2033	社債	米国	6.700	2033/11/15	17,221,636.02	0.6%
MORGAN STANLEY 02-MAR-2029	社債	米国	4.656	2029/3/2	16,999,644.87	0.6%
CELLNEX TELECOM SA 20-NOV-2031	社債	スペイン	0.750	2031/11/20	16,767,485.66	0.6%
ATHORA HOLDING LTD 16-JUN-2028	社債	---	6.625	2028/6/16	15,836,478.48	0.6%
NEXTERA ENERGY CAPITAL 01-JUN-2030	社債	米国	2.250	2030/6/1	15,228,524.45	0.6%
STANDARD CHARTERED PLC 10-MAY-2031	社債	英国	4.874	2031/5/10	15,114,269.59	0.6%
TREASURY BILL 02-MAY-2024	国債	米国	0.000	2024/5/2	15,112,114.45	0.6%
CVS HEALTH CORP 21-FEB-2030	社債	米国	5.125	2030/2/21	14,825,150.68	0.5%
BIMBO BAKERIES USA INC 15-JAN-2034	社債	メキシコ	6.400	2034/1/15	14,499,817.94	0.5%
CREDIT AGRICOLE HOME LOA 28-SEP-2032	証券化商品	フランス	3.250	2032/9/28	14,499,262.84	0.5%
FRESENIUS MED CARE III 16-FEB-2031	社債	ドイツ	2.375	2031/2/16	14,496,977.99	0.5%
BANCO DE SABADELL SA 28-AUG-2026	証券化商品	スペイン	3.500	2026/8/28	14,397,993.19	0.5%
NESTLE HOLDINGS INC 12-SEP-2028	社債	米国	5.000	2028/9/12	14,197,286.82	0.5%
MACQUARIE GROUP LTD 23-JAN-2030	社債	オーストラリア	4.747	2030/1/23	13,825,349.26	0.5%
DBS GROUP HOLDINGS LTD 15-MAR-2027	社債	シンガポール	1.194	2027/3/15	13,574,173.90	0.5%
ASHTAD CAPITAL INC 12-AUG-2031	社債	英国	2.450	2031/8/12	13,540,227.80	0.5%
GENERAL MILLS INC 17-OCT-2028	社債	米国	5.500	2028/10/17	13,288,046.50	0.5%
HLFCT 2023-1 A 31-OCT-2057	証券化商品	フランス	---	2057/10/31	13,059,597.50	0.5%
CITIGROUP INC 28-JAN-2027	社債	米国	1.122	2027/1/28	12,887,438.70	0.5%
ROBERT BOSCH GMBH 02-JUN-2035	社債	ドイツ	4.000	2035/6/2	12,820,510.69	0.5%
CARNIVAL CORP 15-JAN-2030	社債	米国	5.750	2030/1/15	12,685,891.54	0.5%
NYKREDIT REALKREDIT AS 19-JAN-2029	社債	デンマーク	4.625	2029/1/19	12,645,302.08	0.5%
NATIONWIDE BLDG SOCIETY 02-MAY-2027	証券化商品	英国	---	2027/5/2	12,573,305.44	0.5%
BPCE SFH - SOCIETE DE FI 13-MAR-2029	証券化商品	フランス	3.375	2029/3/13	12,524,025.44	0.5%
INTESA SANPAOLO SPA 28-NOV-2033	社債	イタリア	7.200	2033/11/28	12,436,186.66	0.5%
SK HYNIX INC 17-JAN-2033	社債	韓国	6.500	2033/1/17	12,164,976.13	0.4%
HUNTSMAN INTERNATIONAL L 01-APR-2025	社債	米国	4.250	2025/4/1	12,146,765.95	0.4%
T-MOBILE USA INC 15-APR-2030	社債	米国	3.875	2030/4/15	12,025,955.56	0.4%
STORA ENSO OYJ 01-SEP-2029	社債	フィンランド	4.250	2029/9/1	11,845,047.27	0.4%
NETFLIX INC 15-NOV-2029	社債	米国	3.875	2029/11/15	11,802,359.81	0.4%
NETFLIX INC 15-JUN-2030	社債	米国	3.625	2030/6/15	11,772,739.89	0.4%

MCDONALD'S CORP 20-FEB-2031	社債	米国	3.875	2031/2/20	11,760,754.79	0.4%
BANCO BILBAO VIZCAYA ARG 15-JUL-2031	社債	スペイン	3.104	2031/7/15	11,724,755.24	0.4%
LA BANQUE POST HOME LOAN 23-JAN-2030	証券化商品	フランス	3.250	2030/1/23	11,408,919.38	0.4%
BANQUE FED CRED MUTUEL 02-MAY-2030	社債	フランス	4.375	2030/5/2	11,387,713.34	0.4%
OCI NV 16-MAR-2033	社債	オランダ	6.700	2033/3/16	11,379,917.57	0.4%
KELLANOVA 01-MAR-2033	社債	米国	5.250	2033/3/1	11,162,269.65	0.4%
ROCHE HOLDINGS INC 08-MAR-2031	社債	米国	4.909	2031/3/8	11,106,215.46	0.4%
AEGON LTD (Perp)	社債	オランダ	5.625	---	11,032,843.65	0.4%
BHP BILLITON FIN USA LTD 28-FEB-2028	社債	オーストラリア	4.750	2028/2/28	10,922,700.32	0.4%
SAEC 21 A 28-APR-2090	証券化商品	オランダ	---	2090/4/28	10,897,404.61	0.4%
NEW YORK LIFE GLOBAL FDG 18-SEP-2026	社債	米国	5.450	2026/9/18	10,879,982.93	0.4%
BMW US CAPITAL LLC 02-APR-2029	社債	ドイツ	4.900	2029/4/2	10,809,039.53	0.4%
BANQUE FED CRED MUTUEL 13-JUL-2026	社債	フランス	5.896	2026/7/13	10,780,778.60	0.4%
SOUTHERN CO 15-MAR-2034	社債	米国	5.700	2034/3/15	10,736,206.12	0.4%
SOCIETE GENERALE 15-JUN-2027	社債	フランス	4.677	2027/6/15	10,734,252.82	0.4%
DEUTSCHE BANK AG (Perp)	社債	ドイツ	4.500	---	10,731,767.10	0.4%
KOREA HOUSING FINANCE CO 25-SEP-2027	証券化商品	韓国	4.082	2027/9/25	10,675,853.79	0.4%
BIMBO BAKERIES USA INC 15-JAN-2029	社債	メキシコ	6.050	2029/1/15	10,673,696.91	0.4%
BANQUE FED CRED MUTUEL 16-JUL-2026	社債	フランス	1.000	2026/7/16	10,646,257.85	0.4%
NATIONWIDE BLDG SOCIETY 27-JUL-2027	社債	英国	4.850	2027/7/27	10,630,930.31	0.4%
ORBIA ADVANCE CORP SAB 11-MAY-2026	社債	メキシコ	1.875	2026/5/11	10,528,298.17	0.4%
DELPH 2023-I A 22-MAR-2102	証券化商品	オランダ	---	2102/3/22	10,504,797.46	0.4%
AKER BP ASA 13-JUN-2033	社債	ノルウェー	6.000	2033/6/13	10,450,459.91	0.4%
LLOYDS BANKING GROUP PLC 02-JUN-2033	社債	英国	6.625	2033/6/2	10,402,707.89	0.4%
OTP BANK NYRT 05-OCT-2027	社債	ハンガリー	6.125	2027/10/5	10,338,225.37	0.4%
LEGAL & GENERAL GROUP (Perp)	社債	英国	5.625	---	10,245,453.64	0.4%
T-MOBILE USA INC 15-JUL-2033	社債	米国	5.050	2033/7/15	10,230,355.80	0.4%
NGPL PIPECO LLC 15-JUL-2031	社債	米国	3.250	2031/7/15	10,149,569.91	0.4%
AMERICAN TOWER CORP 15-NOV-2028	社債	米国	5.800	2028/11/15	10,071,336.80	0.4%
DANSKE BANK A/S 13-APR-2027	社債	デンマーク	4.625	2027/4/13	9,993,391.28	0.4%
MARRIOTT INTERNATIONAL 15-MAY-2034	社債	米国	5.300	2034/5/15	9,933,773.02	0.4%
TRATON FINANCE LUX SA 27-MAR-2030	社債	ドイツ	3.750	2030/3/27	9,813,035.24	0.4%
SANTANDER UK GROUP HLDGS 21-AUG-2026	社債	英国	1.532	2026/8/21	9,787,527.26	0.4%
JPMORGAN CHASE & CO 22-SEP-2027	社債	米国	1.470	2027/9/22	9,776,192.92	0.4%
BANK OF AMERICA CORP 22-JUL-2027	社債	米国	1.734	2027/7/22	9,658,420.24	0.4%
PARAMOUNT GLOBAL 01-SEP-2043	社債	米国	5.850	2043/9/1	9,657,779.35	0.4%
CAPITAL ONE FINANCIAL CO 26-JUL-2030	社債	米国	5.247	2030/7/26	9,582,031.09	0.3%
CAIXABANK SA 13-SEP-2034	社債	スペイン	6.840	2034/9/13	9,526,108.54	0.3%
SUZANO AUSTRIA GMBH 15-JAN-2032	社債	ブラジル	3.125	2032/1/15	9,362,331.59	0.3%
DANSKE BANK A/S 09-JAN-2032	社債	デンマーク	3.875	2032/1/9	9,360,094.05	0.3%
SARTORIUS FINANCE BV 14-SEP-2032	社債	ドイツ	4.500	2032/9/14	9,313,978.24	0.3%
BARCLAYS PLC 02-NOV-2033	社債	英国	7.437	2033/11/2	9,292,093.27	0.3%
EASTMAN CHEMICAL CO 20-FEB-2034	社債	米国	5.625	2034/2/20	9,232,693.95	0.3%
DEUTSCHE BANK AG 19-MAY-2031	社債	ドイツ	5.625	2031/5/19	9,103,753.40	0.3%
RAIFFEISEN BANK INTL 17-JUN-2033	社債	オーストリア	1.375	2033/6/17	9,040,590.79	0.3%
NATIONWIDE BLDG SOCIETY 01-NOV-2026	社債	英国	4.500	2026/11/1	8,966,897.15	0.3%
AUTOSTRADA PER L'ITALIA 15-JAN-2030	社債	イタリア	2.000	2030/1/15	8,932,673.15	0.3%
TENNET HOLDING BV 30-NOV-2032	政府機関債	オランダ	0.125	2032/11/30	8,932,560.34	0.3%
VERIZON COMMUNICATIONS 28-FEB-2036	社債	米国	3.750	2036/2/28	8,907,199.31	0.3%
SYNGENTA FINANCE NV 10-SEP-2027	政府機関債	スイス	1.250	2027/9/10	8,815,944.99	0.3%
BANK OF IRELAND GROUP 01-MAR-2033	社債	アイルランド	6.750	2033/3/1	8,791,142.66	0.3%
ZF EUROPE FINANCE BV 31-JAN-2029	社債	ドイツ	4.750	2029/1/31	8,788,679.18	0.3%
PRUDENTIAL FINANCIAL INC 15-MAR-2054	社債	米国	6.500	2054/3/15	8,782,822.47	0.3%
ANZ NEW ZEALAND INTL/LDN 17-JUL-2026	証券化商品	---	3.951	2026/7/17	8,743,158.50	0.3%
TARGA RESOURCES PARTNERS 01-FEB-2031	社債	米国	4.875	2031/2/1	8,735,878.28	0.3%
BNP PARIBAS 31-MAR-2032	社債	フランス	2.500	2032/3/31	8,626,055.42	0.3%
SYNGENTA FINANCE NV 16-APR-2026	政府機関債	スイス	3.375	2026/4/16	8,591,377.31	0.3%
GALAXY PIPELINE ASSETS 30-SEP-2040	社債	アラブ首長国連邦	2.940	2040/9/30	8,508,543.71	0.3%
HOLCIM FINANCE LUX SA 23-APR-2031	社債	スイス	0.500	2031/4/23	8,407,092.60	0.3%

COMMERZBANK AG 18-JAN-2030	社債	ドイツ	5.125	2030/1/18	8,404,020.09	0.3%
SVENSKA HANDELSBANKEN AB 23-AUG-2032	社債	スウェーデン	4.625	2032/8/23	8,396,631.95	0.3%
TOTALENERGIES CAPITAL SA 05-APR-2054	社債	フランス	5.488	2054/4/5	8,336,766.32	0.3%
ERSTE GROUP BANK AG 07-JUN-2033	社債	オーストリア	4.000	2033/6/7	8,328,708.14	0.3%
BPCE SA 19-OCT-2027	社債	フランス	6.612	2027/10/19	8,265,533.50	0.3%
AIB GROUP PLC 14-OCT-2026	社債	アイルランド	7.583	2026/10/14	8,119,360.45	0.3%
LA MONDIALE 18-JAN-2048	社債	フランス	4.800	2048/1/18	7,965,215.58	0.3%
APACHE CORP 01-SEP-2040	社債	米国	5.100	2040/9/1	7,924,371.94	0.3%
VERIZON COMMUNICATIONS 30-OCT-2030	社債	米国	1.680	2030/10/30	7,881,457.41	0.3%
VOLKSWAGEN GROUP AMERICA 12-SEP-2026	社債	ドイツ	5.700	2026/9/12	7,795,805.07	0.3%
BNP PARIBAS 13-FEB-2034	社債	フランス	4.095	2034/2/13	7,795,396.30	0.3%
BANCO SANTANDER SA 06-OCT-2026	社債	スペイン	3.125	2026/10/6	7,685,121.51	0.3%
WARNERMEDIA HOLDINGS INC 15-MAR-2042	社債	米国	5.050	2042/3/15	7,573,243.89	0.3%
UBS GROUP AG 13-OCT-2026	社債	スイス	2.125	2026/10/13	7,426,078.32	0.3%
BLACKSTONE PP EUR HOLD 29-OCT-2029	社債	ルクセンブルグ	3.625	2029/10/29	7,388,712.70	0.3%
ENEL SPA (Perp)	社債	イタリア	6.375	--	7,384,008.32	0.3%
SANTANDER UK GROUP HLDGS 10-JAN-2029	社債	英国	6.534	2029/1/10	7,343,747.91	0.3%
NIAGARA MOHAWK POWER 10-JAN-2032	社債	米国	2.759	2032/1/10	7,313,953.77	0.3%
FRESENIUS SE & CO KGAA 28-NOV-2029	社債	ドイツ	5.000	2029/11/28	7,278,747.29	0.3%
WELLS FARGO & COMPANY 23-JAN-2035	社債	米国	5.499	2035/1/23	7,259,554.07	0.3%
RAIFFEISEN BANK INTL 21-AUG-2029	社債	オーストリア	4.625	2029/8/21	7,255,250.41	0.3%
SOUTHERN CALIF GAS CO 01-APR-2054	社債	米国	5.600	2054/4/1	7,204,144.47	0.3%
ABN AMRO BANK NV 22-FEB-2033	社債	オランダ	5.125	2033/2/22	7,188,715.77	0.3%
UBS GROUP AG 11-JAN-2031	社債	スイス	4.375	2031/1/11	7,173,703.22	0.3%
BARCLAYS PLC 21-MAR-2035	社債	英国	5.851	2035/3/21	7,163,241.06	0.3%
PRUDENTIAL FUNDING ASIA 24-MAR-2032	社債	香港	3.625	2032/3/24	7,160,666.03	0.3%
BELFIUS BANK SA/NV 19-APR-2033	政府機関債	ベルギー	5.250	2033/4/19	7,144,534.51	0.3%
CREDIT AGRICOLE SA 29-NOV-2027	社債	フランス	5.750	2027/11/29	7,084,082.82	0.3%
ALLIANZ SE (Perp)	社債	ドイツ	3.200	--	7,070,175.90	0.3%
TEMASEK FINANCIAL I LTD 01-MAR-2028	政府機関債	シンガポール	1.500	2028/3/1	7,050,828.39	0.3%
FISERV INC 21-AUG-2033	社債	米国	5.625	2033/8/21	6,975,173.08	0.3%
CRELAN SA 23-JAN-2032	社債	ベルギー	5.250	2032/1/23	6,953,332.78	0.3%
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 01-SEP-2030	社債	米国	6.625	2030/9/1	6,927,468.12	0.3%
VOLKSWAGEN LEASING GMBH 25-SEP-2031	社債	ドイツ	4.750	2031/9/25	6,899,756.01	0.3%
BOOKING HOLDINGS INC 15-NOV-2034	社債	米国	4.750	2034/11/15	6,896,510.23	0.3%
MARS INC 20-APR-2033	社債	米国	4.750	2033/4/20	6,764,775.46	0.2%
SK HYNIX INC 16-JAN-2029	社債	韓国	5.500	2029/1/16	6,642,691.62	0.2%
VOLKSWAGEN INTL FIN NV (Perp)	社債	ドイツ	7.500	--	6,639,065.34	0.2%
BBVA BANCOMER SA TEXAS 18-JAN-2033	社債	メキシコ	5.125	2033/1/18	6,583,317.32	0.2%
CONTINENTAL RESOURCES 15-JAN-2031	社債	米国	5.750	2031/1/15	6,506,153.64	0.2%
NEW YORK LIFE GLOBAL FDG 07-DEC-2029	社債	米国	4.950	2029/12/7	6,493,880.60	0.2%
ABN AMRO BANK NV (Perp)	社債	オランダ	4.375	--	6,447,582.67	0.2%
COMCAST CORP 15-FEB-2031	社債	米国	1.500	2031/2/15	6,398,937.47	0.2%
BANK OF AMERICA CORP 24-OCT-2031	社債	米国	1.922	2031/10/24	6,366,252.98	0.2%
UNITED OVERSEAS BANK LTD 07-OCT-2032	社債	シンガポール	3.863	2032/10/7	6,342,340.70	0.2%
RNBAG 8 A 15-SEP-2030	証券化商品	ドイツ	---	2030/9/15	6,325,477.53	0.2%
AMERICAN EXPRESS CO 30-OCT-2026	社債	米国	6.338	2026/10/30	6,322,632.15	0.2%
SCHAEFFLER AG 28-MAR-2030	社債	ドイツ	4.500	2030/3/28	6,288,267.01	0.2%
BPCE SA 14-JAN-2025	社債	フランス	2.375	2025/1/14	6,261,413.69	0.2%
SOCIETE GENERALE 21-NOV-2031	社債	フランス	4.875	2031/11/21	6,225,543.59	0.2%
BANCO BILBAO VIZCAYA ARG 08-FEB-2036	社債	スペイン	4.875	2036/2/8	6,193,647.31	0.2%
SK HYNIX INC 17-JAN-2028	社債	韓国	6.375	2028/1/17	6,107,801.27	0.2%
CAPITAL ONE FINANCIAL CO 08-JUN-2029	社債	米国	6.312	2029/6/8	6,023,552.67	0.2%
NIBC BANK NV 24-JAN-2028	証券化商品	オランダ	1.000	2028/1/24	5,985,379.04	0.2%
ING GROEP NV 11-SEP-2027	社債	オランダ	6.083	2027/9/11	5,973,008.59	0.2%
UBS GROUP AG 15-JUN-2030	社債	スイス	3.125	2030/6/15	5,934,248.14	0.2%
FLORIDA POWER & LIGHT CO 15-MAY-2030	社債	米国	4.625	2030/5/15	5,928,061.79	0.2%
AKER BP ASA 15-JUL-2031	社債	ノルウェー	3.100	2031/7/15	5,913,834.18	0.2%
CARRIER GLOBAL CORP 15-MAR-2034	社債	米国	5.900	2034/3/15	5,910,942.71	0.2%

BNP PARIBAS 20-FEB-2035	社債	フランス	5.738	2035/2/20	5,896,237.23	0.2%
EP INFRASTRUCTURE AS 09-OCT-2028	社債	--	2.045	2028/10/9	5,884,094.52	0.2%
AMERICAN EXPRESS CO 20-MAY-2026	社債	米国	3.125	2026/5/20	5,880,327.14	0.2%
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 08-APR-2030	社債	米国	6.375	2030/4/8	5,840,588.03	0.2%
ARGENTUM (SWISS RE LTD) 15-AUG-2050	社債	スイス	5.750	2050/8/15	5,839,455.46	0.2%
ELECTRICITE DE FRANCE SA (Perp)	政府機関債	フランス	6.000	--	5,806,115.15	0.2%
KROGER CO 01-MAY-2030	社債	米国	2.200	2030/5/1	5,754,145.24	0.2%
UBS AG LONDON 11-SEP-2028	社債	スイス	5.650	2028/9/11	5,719,618.13	0.2%
BANCO SANTANDER SA 28-MAY-2025	社債	スペイン	2.746	2025/5/28	5,682,848.56	0.2%
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 26-JUN-2026	社債	米国	5.650	2026/6/26	5,678,220.34	0.2%
STANLEY BLACK & DECKER I 15-MAR-2030	社債	米国	2.300	2030/3/15	5,667,358.69	0.2%
ARGENTA SPAARBANK 29-NOV-2027	社債	ベルギー	5.375	2027/11/29	5,664,335.29	0.2%
TDC NET AS 02-AUG-2029	社債	デンマーク	5.186	2029/8/2	5,638,129.16	0.2%
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 15-JUL-2030	社債	米国	8.875	2030/7/15	5,567,093.12	0.2%
DANSKE BANK A/S 22-SEP-2026	社債	デンマーク	6.259	2026/9/22	5,527,028.34	0.2%
BNP PARIBAS 13-JAN-2031	社債	フランス	3.052	2031/1/13	5,487,252.93	0.2%
GOLDMAN SACHS GROUP INC 23-AUG-2028	社債	米国	4.482	2028/8/23	5,465,219.68	0.2%
SYNGENTA FINANCE NV 24-APR-2048	政府機関債	スイス	5.676	2048/4/24	5,442,686.85	0.2%
HSBC HOLDINGS PLC 22-NOV-2027	社債	英国	2.251	2027/11/22	5,440,360.25	0.2%
HCA INC 01-JUN-2053	社債	米国	5.900	2053/6/1	5,434,359.80	0.2%
ELECTRICITE DE FRANCE SA 25-JAN-2043	政府機関債	フランス	4.625	2043/1/25	5,425,309.67	0.2%
MORGAN STANLEY 18-APR-2030	社債	米国	5.656	2030/4/18	5,389,799.28	0.2%
ATHORA NETHERLANDS 31-AUG-2032	社債	オランダ	5.375	2032/8/31	5,381,463.38	0.2%
CAR 2020-1FRV A 21-OCT-2036	証券化商品	フランス	---	2036/10/21	5,359,403.15	0.2%
EURO STABILITY MECHANISM 04-MAR-2030	政府機関債	--	0.010	2030/3/4	5,308,336.30	0.2%
BANQUE FED CRED MUTUEL 03-JUN-2030	社債	フランス	1.250	2030/6/3	5,290,586.13	0.2%
DUKE ENERGY CORP 01-JUN-2030	社債	米国	2.450	2030/6/1	5,284,619.46	0.2%
AIB GROUP PLC 30-MAY-2031	社債	アイルランド	2.875	2031/5/30	5,234,011.79	0.2%
ZIMMER BIOMET HOLDINGS 15-NOV-2027	社債	米国	1.164	2027/11/15	5,160,835.94	0.2%
CHARTER COMM OPT LLC/CAP 01-APR-2053	社債	米国	5.250	2053/4/1	5,154,841.46	0.2%
GENERAL MOTORS FINL CO 10-JUN-2031	社債	米国	2.700	2031/6/10	5,137,065.21	0.2%
BNP PARIBAS 10-JAN-2031	社債	フランス	3.875	2031/1/10	5,095,567.72	0.2%
CON EDISON CO OF NY INC 15-MAR-2034	社債	米国	5.500	2034/3/15	5,093,203.97	0.2%
CNP ASSURANCES SACA 05-JUN-2045	政府機関債	フランス	4.250	2045/6/5	5,065,867.61	0.2%
ELECTRICITE DE FRANCE SA (Perp)	政府機関債	フランス	5.000	--	5,032,679.91	0.2%
DUKE ENERGY CORP 08-DEC-2027	社債	米国	5.000	2027/12/8	4,975,672.78	0.2%
THERMO FISHER SCIENTIFIC 10-AUG-2030	社債	米国	4.977	2030/8/10	4,969,422.00	0.2%
BAYER US FINANCE LLC 21-NOV-2053	社債	ドイツ	6.875	2053/11/21	4,957,494.99	0.2%
BARCLAYS PLC 09-MAY-2034	社債	英国	6.224	2034/5/9	4,937,212.55	0.2%
BP CAPITAL MARKETS PLC 08-MAY-2031	社債	英国	1.231	2031/5/8	4,922,197.40	0.2%
ROBERT BOSCH GMBH 02-JUN-2043	社債	ドイツ	4.375	2043/6/2	4,887,238.09	0.2%
JYSKE BANK A/S 01-MAY-2035	社債	デンマーク	5.125	2035/5/1	4,882,150.92	0.2%
FMG RESOURCES AUG 2006 15-SEP-2027	社債	オーストラリア	4.500	2027/9/15	4,828,161.69	0.2%
NATWEST GROUP PLC 06-JUN-2033	社債	英国	7.416	2033/6/6	4,800,033.03	0.2%
AXA SA (Perp)	社債	フランス	6.375	--	4,751,684.13	0.2%
CHENIERE ENERGY PARTNERS 30-JUN-2033	社債	米国	5.950	2033/6/30	4,748,262.57	0.2%
COMMERZBANK AG (Perp)	社債	ドイツ	6.125	--	4,735,240.04	0.2%
VOLKSWAGEN BANK GMBH 03-MAY-2031	社債	ドイツ	4.625	2031/5/3	4,715,510.00	0.2%
LEGAL & GENERAL GROUP 21-MAR-2047	社債	英国	5.250	2047/3/21	4,699,504.91	0.2%
PRUDENTIAL FUNDING ASIA 03-NOV-2033	社債	香港	2.950	2033/11/3	4,691,374.02	0.2%
KINDER MORGAN INC 01-DEC-2034	社債	米国	5.300	2034/12/1	4,681,906.05	0.2%
EDP SERVICIOS FIN ESP SA 16-JUL-2030	社債	ポルトガル	3.500	2030/7/16	4,664,637.26	0.2%
THAMES WATER UTIL FIN 03-JUL-2034	社債	英国	4.375	2034/7/3	4,631,503.74	0.2%
CAIXABANK SA (Perp)	社債	スペイン	5.250	--	4,610,706.52	0.2%
CELANESE US HOLDINGS LLC 10-SEP-2028	社債	米国	0.625	2028/9/10	4,606,330.94	0.2%
IQVIA INC 01-FEB-2029	社債	米国	6.250	2029/2/1	4,497,599.80	0.2%
NEXTERA ENERGY CAPITAL 01-SEP-2054	社債	米国	6.700	2054/9/1	4,495,144.43	0.2%
BELFIUS BANK SA/NV 22-JAN-2029	政府機関債	ベルギー	3.750	2029/1/22	4,481,635.15	0.2%
BRASKEM NETHERLANDS 13-FEB-2033	社債	ブラジル	7.250	2033/2/13	4,433,463.92	0.2%

NESTLE HOLDINGS INC 15-SEP-2027	社債	米国	1.000	2027/9/15	4,426,820.85	0.2%
CHARTER COMM OPT LLC/CAP 01-FEB-2034	社債	米国	6.650	2034/2/1	4,414,318.86	0.2%
AIB GROUP PLC 19-NOV-2029	社債	アイルランド	1.875	2029/11/19	4,411,928.92	0.2%
NEW YORK LIFE GLOBAL FDG 28-JAN-2033	社債	米国	4.550	2033/1/28	4,392,885.30	0.2%
IBM CORP 27-JUL-2027	社債	米国	4.150	2027/7/27	4,336,354.33	0.2%
JPMORGAN CHASE & CO 23-MAR-2030	社債	米国	1.963	2030/3/23	4,330,878.36	0.2%
EQT CORP 01-FEB-2030	社債	米国	7.000	2030/2/1	4,319,769.24	0.2%
LLOYDS BANKING GROUP PLC 03-DEC-2035	社債	英国	2.707	2035/12/3	4,306,923.68	0.2%
CON EDISON CO OF NY INC 15-NOV-2052	社債	米国	6.150	2052/11/15	4,291,383.32	0.2%
ENEL FINANCE INTL NV 28-SEP-2034	社債	イタリア	0.875	2034/9/28	4,288,353.96	0.2%
T-MOBILE USA INC 15-JAN-2034	社債	米国	5.750	2034/1/15	4,208,346.78	0.2%
THAMES WATER UTIL FIN 18-APR-2027	社債	英国	4.000	2027/4/18	4,126,489.25	0.2%
LEASEPLAN CORPORATION NV (Perp)	社債	オランダ	7.375	--	4,110,896.88	0.1%
ING GROEP NV 06-JAN-2026	社債	オランダ	4.625	2026/1/6	4,070,737.38	0.1%
PARAMOUNT GLOBAL 15-MAR-2043	社債	米国	4.375	2043/3/15	4,064,695.56	0.1%
ASR NEDERLAND NV 07-DEC-2043	社債	オランダ	7.000	2043/12/7	4,058,595.07	0.1%
DUKE ENERGY CORP 15-JUN-2028	社債	米国	3.100	2028/6/15	4,053,634.15	0.1%
ZF NA CAPITAL 14-APR-2030	社債	ドイツ	7.125	2030/4/14	4,021,279.01	0.1%
ORSTED A/S 14-MAR-3024	政府機関債	デンマーク	5.125	3024/3/14	4,020,027.14	0.1%
TENNET HOLDING BV 16-JUN-2035	政府機関債	オランダ	0.875	2035/6/16	4,015,415.29	0.1%
ZF NA CAPITAL 14-APR-2028	社債	ドイツ	6.875	2028/4/14	3,998,468.15	0.1%
SOCIETE GENERALE 06-DEC-2030	社債	フランス	4.250	2030/12/6	3,968,657.95	0.1%
SOCIETE GENERALE 19-JAN-2035	社債	フランス	6.066	2035/1/19	3,873,397.54	0.1%
BANCO DE SABADELL SA 17-JAN-2030	社債	スペイン	2.000	2030/1/17	3,837,499.36	0.1%
JPMORGAN CHASE & CO 24-JUL-2029	社債	米国	5.299	2029/7/24	3,813,192.74	0.1%
HSBC HOLDINGS PLC 31-MAR-2030	社債	英国	4.950	2030/3/31	3,784,957.68	0.1%
ABN AMRO BANK NV (Perp)	社債	オランダ	6.875	--	3,686,318.21	0.1%
AIB GROUP PLC 13-SEP-2029	社債	アイルランド	6.608	2029/9/13	3,686,188.02	0.1%
ORANGE SA (Perp)	社債	フランス	5.375	--	3,647,333.74	0.1%
EP INFRASTRUCTURE AS 02-MAR-2031	社債	--	1.816	2031/3/2	3,602,960.73	0.1%
NIAGARA MOHAWK POWER 16-SEP-2052	社債	米国	5.783	2052/9/16	3,594,021.72	0.1%
ENGIE SA 10-APR-2054	社債	フランス	5.875	2054/4/10	3,567,682.58	0.1%
VERIZON COMMUNICATIONS 23-FEB-2054	社債	米国	5.500	2054/2/23	3,443,240.56	0.1%
ROTHESAY LIFE 12-JUL-2026	社債	英国	3.375	2026/7/12	3,428,314.83	0.1%
SOCIETE GENERALE 10-JAN-2034	社債	フランス	6.691	2034/1/10	3,418,718.06	0.1%
ELECTRICITE DE FRANCE SA (Perp)	政府機関債	フランス	7.500	--	3,360,952.08	0.1%
IHG FINANCE LLC 28-NOV-2029	社債	英国	4.375	2029/11/28	3,305,442.29	0.1%
NATIONWIDE BLDG SOCIETY 14-SEP-2026	社債	英国	4.000	2026/9/14	3,293,932.40	0.1%
VOLKSWAGEN INTL FIN NV (Perp)	社債	ドイツ	3.875	--	3,254,657.81	0.1%
STANLEY BLACK & DECKER I 15-MAR-2060	社債	米国	4.000	2060/3/15	3,244,185.85	0.1%
CELULOSA ARAUCO CONSTITU 29-JAN-2030	社債	チリ	4.200	2030/1/29	3,139,975.10	0.1%
SILVA 15 A 15-FEB-2030	証券化商品	ルクセンブルグ	---	2030/2/15	3,124,621.12	0.1%
CHARTER COMM OPT LLC/CAP 01-MAR-2050	社債	米国	4.800	2050/3/1	3,107,036.66	0.1%
DIGITAL DUTCH FINCO BV 01-FEB-2031	社債	米国	1.250	2031/2/1	3,018,435.66	0.1%
ORSTED A/S 14-JUN-2033	政府機関債	デンマーク	2.875	2033/6/14	3,008,576.45	0.1%
AMERICAN TOWER CORP 15-MAR-2032	社債	米国	4.050	2032/3/15	2,991,242.00	0.1%
CAPITAL ONE FINANCIAL CO 01-FEB-2029	社債	米国	5.468	2029/2/1	2,980,014.36	0.1%
HSBC HOLDINGS PLC 12-SEP-2026	社債	英国	4.292	2026/9/12	2,916,053.55	0.1%
BAYER AG 06-JUL-2032	社債	ドイツ	1.375	2032/7/6	2,907,238.25	0.1%
LINDE PLC 31-MAR-2035	社債	米国	1.625	2035/3/31	2,896,926.82	0.1%
ASHTAD CAPITAL INC 15-OCT-2033	社債	英国	5.950	2033/10/15	2,896,462.85	0.1%
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO 15-JUN-2039	社債	米国	4.125	2039/6/15	2,893,092.60	0.1%
ELECTRICITE DE FRANCE SA (Perp)	政府機関債	フランス	3.375	--	2,859,855.02	0.1%
TENNESSEE GAS PIPELINE 01-MAR-2030	社債	米国	2.900	2030/3/1	2,844,371.90	0.1%
HCA INC 15-JUN-2047	社債	米国	5.500	2047/6/15	2,833,278.49	0.1%
TENNESSEE GAS PIPELINE 15-OCT-2028	社債	米国	7.000	2028/10/15	2,829,786.79	0.1%
KBC GROUP NV 17-APR-2035	社債	ベルギー	4.750	2035/4/17	2,814,704.42	0.1%
AUTOSTRADA PER L'ITALIA 28-JUN-2032	社債	イタリア	4.250	2032/6/28	2,762,480.13	0.1%
COMCAST CORP 15-NOV-2032	社債	米国	5.500	2032/11/15	2,740,547.22	0.1%

TENNET HOLDING BV 17-MAY-2033	政府機関債	オランダ	2.375	2033/5/17	2,736,152.95	0.1%
LEASEPLAN CORPORATION NV 07-SEP-2026	社債	オランダ	0.250	2026/9/7	2,717,877.81	0.1%
SAEC 20 A 28-APR-2093	証券化商品	オランダ	---	2093/4/28	2,699,849.29	0.1%
SK HYNIX INC 19-JAN-2031	社債	韓国	2.375	2031/1/19	2,695,661.55	0.1%
DANSKE BANK A/S 01-MAR-2030	社債	デンマーク	5.705	2030/3/1	2,680,862.08	0.1%
TDC NET AS 06-FEB-2030	社債	デンマーク	5.618	2030/2/6	2,672,476.75	0.1%
ASHTAD CAPITAL INC 01-NOV-2029	社債	英国	4.250	2029/11/1	2,634,830.87	0.1%
PARAMOUNT GLOBAL 30-APR-2036	社債	米国	6.875	2036/4/30	2,573,201.52	0.1%
LYB INT FINANCE III 01-MAY-2050	社債	米国	4.200	2050/5/1	2,567,794.53	0.1%
BAYER US FINANCE II LLC 15-APR-2045	社債	ドイツ	3.950	2045/4/15	2,537,032.96	0.1%
BARCLAYS PLC 08-AUG-2030	社債	英国	4.918	2030/8/8	2,497,946.34	0.1%
T-MOBILE USA INC 15-JAN-2055	社債	米国	5.500	2055/1/15	2,471,123.12	0.1%
HSBC HOLDINGS PLC 03-NOV-2033	社債	英国	8.113	2033/11/3	2,454,379.84	0.1%
TARGA RESOURCES CORP 01-MAR-2029	社債	米国	6.150	2029/3/1	2,426,892.59	0.1%
NRG ENERGY INC 02-DEC-2027	社債	米国	2.450	2027/12/2	2,404,903.32	0.1%
JPMORGAN CHASE & CO 25-JUL-2033	社債	米国	4.912	2033/7/25	2,383,046.81	0.1%
JPMORGAN CHASE & CO 13-MAY-2031	社債	米国	2.956	2031/5/13	2,381,783.74	0.1%
STANLEY BLACK & DECKER I 15-NOV-2050	社債	米国	2.750	2050/11/15	2,301,299.85	0.1%
ASHTAD CAPITAL INC 11-AUG-2032	社債	英国	5.500	2032/8/11	2,265,801.13	0.1%
EQM MIDSTREAM PARTNERS L 01-JUL-2027	社債	米国	6.500	2027/7/1	2,213,784.87	0.1%
ELECTRICITE DE FRANCE SA (Perp)	政府機関債	フランス	9.125	--	2,208,832.70	0.1%
WESTLAKE CORP 15-NOV-2047	社債	米国	4.375	2047/11/15	2,152,096.00	0.1%
RAIFFEISEN BANK INTL 18-JUN-2032	社債	オーストリア	2.875	2032/6/18	2,116,208.40	0.1%
CAIXABANK SA (Perp)	社債	スペイン	7.500	--	2,080,948.10	0.1%
ENBRIDGE INC 05-APR-2054	社債	カナダ	5.950	2054/4/5	2,079,307.89	0.1%
ROCHE HOLDINGS INC 13-DEC-2028	社債	米国	1.930	2028/12/13	2,051,655.38	0.1%
BPCE SA 26-FEB-2036	社債	フランス	4.875	2036/2/26	2,041,387.89	0.1%
BERRY GLOBAL INC 15-JAN-2034	社債	米国	5.650	2034/1/15	2,019,864.75	0.1%
ZF EUROPE FINANCE BV 13-MAR-2029	社債	ドイツ	6.125	2029/3/13	2,010,290.03	0.1%
ASHTAD CAPITAL INC 30-MAY-2033	社債	英国	5.550	2033/5/30	1,995,637.00	0.1%
MORGAN STANLEY 01-APR-2031	社債	米国	3.622	2031/4/1	1,969,461.55	0.1%
DAIMLER TRUCK FINAN NA 18-JAN-2034	社債	ドイツ	5.375	2034/1/18	1,909,871.07	0.1%
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 19-MAR-2029	社債	米国	5.350	2029/3/19	1,878,379.51	0.1%
CELANESE US HOLDINGS LLC 19-JAN-2029	社債	米国	5.337	2029/1/19	1,829,822.41	0.1%
UNITED OVERSEAS BANK LTD 01-DEC-2027	証券化商品	シンガポール	0.010	2027/12/1	1,818,331.36	0.1%
APACHE CORP 15-JAN-2044	社債	米国	4.250	2044/1/15	1,764,791.84	0.1%
ORACLE CORP 09-NOV-2052	社債	米国	6.900	2052/11/9	1,725,450.12	0.1%
VOLKSWAGEN LEASING GMBH 11-OCT-2028	社債	ドイツ	3.875	2028/10/11	1,712,183.24	0.1%
PARAMOUNT GLOBAL 15-AUG-2044	社債	米国	4.900	2044/8/15	1,707,848.26	0.1%
CELANESE US HOLDINGS LLC 15-NOV-2028	社債	米国	6.350	2028/11/15	1,645,450.69	0.1%
ADANI GREEN ENERGY UP 12-MAR-2042	社債	インド	6.700	2042/3/12	1,587,904.90	0.1%
INTESA SANPAOLO SPA 21-NOV-2033	社債	イタリア	8.248	2033/11/21	1,553,579.42	0.1%
VCL 34 A 21-SEP-2027	証券化商品	ルクセンブルグ	---	2027/9/21	1,528,901.75	0.1%
SENSATA TECH INC 15-FEB-2030	社債	米国	4.375	2030/2/15	1,514,757.73	0.1%
HOLCIM FINANCE LUX SA 19-JAN-2033	社債	スイス	0.625	2033/1/19	1,472,165.77	0.1%
TENNET HOLDING BV 09-JUN-2031	政府機関債	オランダ	0.500	2031/6/9	1,457,194.68	0.1%
CAS CAPITAL NO1 LTD (Perp)	社債	香港	4.000	--	1,431,014.14	0.1%
AMERICAN TOWER CORP 05-OCT-2030	社債	米国	0.950	2030/10/5	1,398,183.11	0.1%
ADANI GREEN ENERGY LTD 08-SEP-2024	社債	インド	4.375	2024/9/8	1,380,018.17	0.1%
BANCO DE CREDITO DEL PER 01-JUL-2030	社債	ペルー	3.125	2030/7/1	1,367,190.24	0.0%
VOLKSWAGEN INTL FIN NV 23-SEP-2032	社債	ドイツ	1.250	2032/9/23	1,315,254.64	0.0%
ING GROEP NV 28-MAR-2033	社債	オランダ	4.252	2033/3/28	1,178,373.90	0.0%
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 10-JAN-2028	社債	米国	1.800	2028/1/10	1,155,941.11	0.0%
CEMEX SAB DE CV (Perp)	社債	メキシコ	5.125	--	1,138,897.40	0.0%
TREASURY BILL 13-JUN-2024	国債	米国	0.000	2024/6/13	1,136,874.90	0.0%
CK HUTCHISON INTL 24 26-APR-2029	社債	英国	5.375	2029/4/26	1,134,486.13	0.0%
TURK SISE VE CAM FABRIKA 14-MAR-2026	社債	トルコ	6.950	2026/3/14	1,121,981.30	0.0%
AUTORIDAD CANAL DE PANAM 29-JUL-2035	政府機関債	パナマ	4.950	2035/7/29	1,115,170.90	0.0%
ASR NEDERLAND NV 02-MAY-2049	社債	オランダ	3.375	2049/5/2	1,106,558.25	0.0%

WE SODA INV HOLDING PLC 14-FEB-2031	社債	トルコ	9.375	2031/2/14	1,094,904.02	0.0%
UNITED OVERSEAS BANK LTD 14-OCT-2031	社債	シンガポール	2.000	2031/10/14	1,075,680.45	0.0%
US TREASURY N/B 15-NOV-2029	国債	米国	1.750	2029/11/15	1,044,630.16	0.0%
FIRST QUANTUM MINERALS L 15-OCT-2027	社債	ザンビア	6.875	2027/10/15	1,040,998.25	0.0%
BBVA BANCOMER SA TEXAS 29-JUN-2038	社債	メキシコ	8.450	2038/6/29	1,032,704.19	0.0%
KOREA HOUSING FINANCE CO 11-APR-2027	証券化商品	韓国	3.714	2027/4/11	1,023,183.26	0.0%
NEMAK SAB DE CV 20-JUL-2028	社債	メキシコ	2.250	2028/7/20	997,967.46	0.0%
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 26-JUN-2025	社債	米国	5.800	2025/6/26	980,731.95	0.0%
COOPERATIEVE RABOBANK UA 24-SEP-2026	社債	オランダ	1.004	2026/9/24	976,407.23	0.0%
VEON HOLDINGS BV 25-NOV-2027	社債	オランダ	3.375	2027/11/25	974,061.88	0.0%
BANGKOK BANK PCL/HK 25-SEP-2034	社債	タイ	3.733	2034/9/25	971,405.48	0.0%
US TREASURY N/B 15-FEB-2042	国債	米国	2.375	2042/2/15	969,070.73	0.0%
FLEX LTD 15-JAN-2028	社債	米国	6.000	2028/1/15	962,532.50	0.0%
CELANESE US HOLDINGS LLC 15-JUL-2027	社債	米国	6.165	2027/7/15	958,345.04	0.0%
MILLICOM INTL CELLULAR 27-APR-2031	社債	--	4.500	2031/4/27	957,049.80	0.0%
BBVA BANCOMER SA TEXAS 18-JAN-2033	社債	メキシコ	5.125	2033/1/18	936,491.55	0.0%
KASIKORNBANK PCL HK 02-OCT-2031	社債	タイ	3.343	2031/10/2	933,256.57	0.0%
AMERICAN TOWER CORP 21-MAY-2033	社債	米国	1.250	2033/5/21	930,159.21	0.0%
ADANIREN KODSOPAR WARSOM 15-OCT-2039	社債	インド	4.625	2039/10/15	929,905.89	0.0%
TEMASEK FINANCIAL I LTD 20-NOV-2031	政府機関債	シンガポール	0.500	2031/11/20	925,483.60	0.0%
CITIGROUP INC 03-JUN-2031	社債	米国	2.572	2031/6/3	910,594.32	0.0%
MBANK SA 11-SEP-2027	社債	ポーランド	8.375	2027/9/11	879,590.10	0.0%
HYUNDAI CARD CO LTD 24-APR-2029	社債	韓国	5.750	2029/4/24	862,979.99	0.0%
KOOKMIN BANK 04-NOV-2030	社債	韓国	2.500	2030/11/4	857,396.53	0.0%
BANCO BBVA PERU SA 07-JUN-2034	社債	ペルー	6.200	2034/6/7	845,390.07	0.0%
CAS CAPITAL NO1 LTD (Perp)	社債	香港	4.000	--	841,743.71	0.0%
MITSUBISHI UFJ FIN GRP 17-APR-2035	社債	日本	5.426	2035/4/17	835,525.42	0.0%
SLOVENSKA SPORITELNA AS 04-OCT-2028	社債	--	5.375	2028/10/4	830,096.90	0.0%
JYSKE BANK A/S 10-NOV-2029	社債	デンマーク	4.875	2029/11/10	829,525.33	0.0%
TEMASEK FINANCIAL I LTD 15-FEB-2033	政府機関債	シンガポール	3.500	2033/2/15	825,469.36	0.0%
HTA GROUP LTD 18-MAR-2027	社債	タンザニア	2.875	2027/3/18	813,914.58	0.0%
CELULOSA ARAUCO CONSTITU 30-APR-2029	社債	チリ	4.250	2029/4/30	805,069.67	0.0%
SHINHAN BANK 15-APR-2034	社債	韓国	5.750	2034/4/15	802,464.27	0.0%
AMERICA MOVIL SAB DE CV 07-MAY-2030	社債	メキシコ	2.875	2030/5/7	799,522.03	0.0%
FRESENIUS FIN IRELAND PL 01-OCT-2031	社債	ドイツ	0.875	2031/10/1	795,699.03	0.0%
PRUDENTIAL FUNDING ASIA 03-NOV-2033	社債	香港	2.950	2033/11/3	791,174.09	0.0%
BANCO DO BRASIL (CAYMAN) 18-APR-2030	政府機関債	ブラジル	6.250	2030/4/18	785,652.98	0.0%
SHRIRAM FINANCE LTD 18-JUL-2025	社債	インド	4.150	2025/7/18	780,794.99	0.0%
PRUDENTIAL FUNDING ASIA 14-APR-2030	社債	香港	3.125	2030/4/14	765,091.46	0.0%
TRANSELEC SA 12-JAN-2029	社債	チリ	3.875	2029/1/12	764,065.30	0.0%
SAPPI PAPIER HOLDNG GMBH 15-MAR-2028	社債	南アフリカ	3.625	2028/3/15	753,433.53	0.0%
AIA GROUP LTD 06-APR-2028	社債	香港	3.900	2028/4/6	750,717.08	0.0%
TSMC ARIZONA CORP 25-OCT-2031	社債	台湾	2.500	2031/10/25	749,052.42	0.0%
PARAMOUNT GLOBAL 19-MAY-2050	社債	米国	4.950	2050/5/19	746,495.23	0.0%
NBK TIER 2 LTD 24-NOV-2030	社債	クウェート	2.500	2030/11/24	736,699.89	0.0%
OVERSEA-CHINESE BANKING 10-SEP-2030	社債	シンガポール	1.832	2030/9/10	734,144.72	0.0%
DP WORLD LTD UAE 25-SEP-2026	政府機関債	アラブ首長国連邦	2.375	2026/9/25	727,989.12	0.0%
NATIONAL BANK GREECE SA 03-JAN-2034	社債	--	8.000	2034/1/3	699,683.38	0.0%
APA INFRASTRUCTURE LTD 09-NOV-2083	社債	オーストラリア	7.125	2083/11/9	691,617.78	0.0%
OTP BANK NYRT 15-JUL-2029	社債	ハンガリー	2.875	2029/7/15	686,190.21	0.0%
CANPACK SA/CANPACK US 01-NOV-2027	社債	ポーランド	2.375	2027/11/1	667,106.36	0.0%
ALPHA BANK SA 27-JUN-2029	社債	--	6.875	2029/6/27	659,302.39	0.0%
MACQUARIE GROUP LTD 23-JAN-2030	社債	オーストラリア	4.747	2030/1/23	653,832.89	0.0%
UNITED RENTALS NORTH AM 15-NOV-2027	社債	米国	3.875	2027/11/15	652,264.22	0.0%
ATP TOW / AND TELECOM 27-APR-2026	社債	チリ	4.050	2026/4/27	651,967.97	0.0%
BANCA TRANSILVANIA 07-DEC-2028	社債	--	7.250	2028/12/7	648,713.46	0.0%
CZECH GAS NETWORKS INV 31-MAR-2031	社債	ルクセンブルグ	0.875	2031/3/31	645,046.72	0.0%
EXPORT-IMPORT BANK KOREA 07-JUN-2030	政府機関債	韓国	3.625	2030/6/7	641,871.12	0.0%
TRANSMANTARO 16-APR-2034	政府機関債	ペルー	4.700	2034/4/16	641,634.56	0.0%

BANK NEGARA INDONESIA 30-MAR-2026	政府機関債	インドネシア	3.750	2026/3/30	638,060.71	0.0%
REPUBLIC OF PANAMA 14-FEB-2035	政府機関債	パナマ	6.400	2035/2/14	636,808.99	0.0%
PERIAMA HOLDINGS LLC/DE 19-APR-2026	社債	インド	5.950	2026/4/19	628,384.03	0.0%
XIAOMI BEST TIME INTL 14-JUL-2031	社債	中国	2.875	2031/7/14	626,211.71	0.0%
INDIA GREEN POWER HOLD 22-FEB-2027	社債	インド	4.000	2027/2/22	623,679.18	0.0%
INFRASTRUCTURA ENERGETI 14-JAN-2028	社債	メキシコ	3.750	2028/1/14	618,210.54	0.0%
STELLANTIS FIN US INC 15-SEP-2031	社債	米国	2.691	2031/9/15	615,715.38	0.0%
GREENKO SOLAR MAURITIUS 29-JUL-2026	政府機関債	インド	5.950	2026/7/29	601,110.66	0.0%
SISECAM UK PLC 02-MAY-2029	社債	トルコ	8.250	2029/5/2	600,045.20	0.0%
ENEL CHILE SA 12-JUN-2028	社債	チリ	4.875	2028/6/12	599,900.17	0.0%
DIGITAL INTREPID HOLDING 18-JUL-2032	社債	米国	1.375	2032/7/18	599,162.87	0.0%
SUZANO AUSTRIA GMBH 16-MAR-2047	社債	ブラジル	7.000	2047/3/16	597,845.39	0.0%
HSBC HOLDINGS PLC (Perp)	社債	英国	6.375	--	594,234.86	0.0%
BANCO SANTANDER MEXICO 01-OCT-2028	社債	メキシコ	7.525	2028/10/1	593,813.70	0.0%
BANCO SANTANDER CHILE 26-OCT-2031	社債	チリ	3.177	2031/10/26	588,871.61	0.0%
GREENKO POWER II LTD 13-DEC-2028	政府機関債	インド	4.300	2028/12/13	586,749.67	0.0%
EP INFRASTRUCTURE AS 02-MAR-2031	社債	--	1.816	2031/3/2	577,022.00	0.0%
GALAXY PIPELINE ASSETS 30-SEP-2040	社債	アラブ首長国連邦	2.940	2040/9/30	575,091.62	0.0%
BIMBO BAKERIES USA INC 15-JAN-2029	社債	メキシコ	6.050	2029/1/15	569,241.16	0.0%
BANCO SANTANDER SA (Perp)	社債	スペイン	4.375	--	568,776.04	0.0%
PT BANK TABUNGAN NEGARA 23-JAN-2025	政府機関債	インドネシア	4.200	2025/1/23	563,682.70	0.0%
STAR ENERGY GEOTHERMAL 24-APR-2033	社債	インドネシア	6.750	2033/4/24	563,094.62	0.0%
LG CHEM LTD 07-JUL-2031	社債	韓国	2.375	2031/7/7	560,401.50	0.0%
TREASURY BILL 28-MAY-2024	国債	米国	0.000	2024/5/28	559,863.37	0.0%
ST MARYS CEMENT INC 02-APR-2034	社債	ブラジル	5.750	2034/4/2	558,746.60	0.0%
BANCOLOMBIA SA 18-DEC-2029	社債	コロンビア	4.625	2029/12/18	558,365.35	0.0%
OTP BANK NYRT 05-OCT-2027	社債	ハンガリー	6.125	2027/10/5	557,922.13	0.0%
NEXA RESOURCES SA 09-APR-2034	社債	ブラジル	6.750	2034/4/9	555,451.60	0.0%
STAR ENERGY CO ISSUE 14-OCT-2038	社債	インドネシア	4.850	2038/10/14	551,771.43	0.0%
ENN CLEAN ENERGY 12-MAY-2026	社債	中国	3.375	2026/5/12	546,991.06	0.0%
STANDARD CHARTERED PLC 11-JAN-2035	社債	英国	6.097	2035/1/11	539,384.02	0.0%
LENOVO GROUP LTD 27-JUL-2032	社債	中国	6.536	2032/7/27	533,936.79	0.0%
BANCO SANTANDER MEXICO 17-APR-2025	社債	メキシコ	5.375	2025/4/17	533,221.18	0.0%
BIMBO BAKERIES USA INC 15-JAN-2034	社債	メキシコ	6.400	2034/1/15	527,403.64	0.0%
IHS NETHERLANDS HOLDCO 18-SEP-2027	社債	ナイジェリア	8.000	2027/9/18	524,007.10	0.0%
WESTPAC BANKING CORP 22-SEP-2028	証券化商品	オーストラリア	0.010	2028/9/22	519,365.47	0.0%
NAKILAT INC 31-DEC-2033	政府機関債	カタール	6.067	2033/12/31	517,113.63	0.0%
FIRST ABU DHABI BANK PJS 07-SEP-2026	政府機関債	アラブ首長国連邦	1.125	2026/9/7	515,544.99	0.0%
DBS BANK LTD 26-OCT-2026	証券化商品	シンガポール	0.010	2026/10/26	513,894.21	0.0%
WESTPAC BANKING CORP 23-NOV-2031	社債	オーストラリア	4.322	2031/11/23	511,616.87	0.0%
DP WORLD CRESCENT LTD 13-SEP-2033	政府機関債	アラブ首長国連邦	5.500	2033/9/13	505,375.15	0.0%
ORBIA ADVANCE CORP SAB 11-MAY-2031	社債	メキシコ	2.875	2031/5/11	498,296.74	0.0%
PROSUS NV 21-JAN-2030	社債	中国	3.680	2030/1/21	496,146.53	0.0%
C&W SENIOR FINANCE LTD 15-SEP-2027	社債	パナマ	6.875	2027/9/15	494,538.76	0.0%
EUROBANK ERG SVCS HLDGS 25-APR-2034	社債	--	6.250	2034/4/25	491,355.16	0.0%
ULTRATECH CEMENT LTD 16-FEB-2031	社債	インド	2.800	2031/2/16	475,455.57	0.0%
ORBIA ADVANCE CORP SAB 17-SEP-2044	社債	メキシコ	5.875	2044/9/17	471,677.00	0.0%
WESTERN DIGITAL CORP 15-FEB-2026	社債	米国	4.750	2026/2/15	468,104.59	0.0%
C&W SENIOR FINANCE LTD 15-SEP-2027	社債	パナマ	6.875	2027/9/15	460,435.10	0.0%
PT TOWER BERSAMA INFRAST 20-JAN-2026	社債	インドネシア	2.750	2026/1/20	458,593.80	0.0%
SHRIRAM FINANCE LTD 22-APR-2027	社債	インド	6.625	2027/4/22	458,301.24	0.0%
KOREA GAS CORP 13-JUL-2031	政府機関債	韓国	2.000	2031/7/13	456,765.18	0.0%
TENNET HOLDING BV 30-NOV-2040	政府機関債	オランダ	0.500	2040/11/30	452,386.65	0.0%
KIA CORP 16-OCT-2026	社債	韓国	1.750	2026/10/16	450,304.48	0.0%
RAIFFEISEN BANK INTL 20-DEC-2032	社債	オーストリア	7.375	2032/12/20	448,152.27	0.0%
HONGKONG LAND FINANCE 14-JUL-2033	社債	香港	5.250	2033/7/14	443,315.15	0.0%
GALAXY PIPELINE ASSETS 30-SEP-2040	社債	アラブ首長国連邦	3.250	2040/9/30	443,003.12	0.0%
LIMA METRO LINE 2 FIN LT 05-JUL-2034	社債	ペルー	5.875	2034/7/5	442,529.34	0.0%
BANQUE FED CRED MUTUEL 05-DEC-2025	社債	フランス	1.250	2025/12/5	440,561.17	0.0%

RUMO LUXEMBOURG SARL 10-JAN-2028	社債	ブラジル	5.250	2028/1/10	439,740.49	0.0%
BRASKEM NETHERLANDS 31-JAN-2030	社債	ブラジル	4.500	2030/1/31	438,251.36	0.0%
AIA GROUP LTD 05-APR-2034	社債	香港	5.375	2034/4/5	437,830.97	0.0%
RENEW POWER PVT LTD 05-MAR-2027	社債	インド	5.875	2027/3/5	437,311.79	0.0%
HX CEMENT INTER FIN 19-NOV-2025	社債	中国	2.250	2025/11/19	432,011.25	0.0%
DP WORLD SALAAM (Perp)	政府機関債	アラブ首長国連邦	6.000	--	431,377.49	0.0%
MAPFRE SA 07-SEP-2048	社債	スペイン	4.125	2048/9/7	426,921.07	0.0%
ITAU UNIBANCO HLDG SA/KY 15-APR-2031	社債	ブラジル	3.875	2031/4/15	424,304.24	0.0%
IHS HOLDING LTD 29-NOV-2028	社債	ナイジェリア	6.250	2028/11/29	424,190.23	0.0%
SK HYNIX INC 19-JAN-2026	社債	韓国	1.500	2026/1/19	424,066.97	0.0%
NABORS INDUSTRIES INC 15-MAY-2027	社債	米国	7.375	2027/5/15	414,018.88	0.0%
LENOVO GROUP LTD 24-APR-2025	社債	中国	5.875	2025/4/24	412,265.34	0.0%
FIRST QUANTUM MINERALS L 01-JUN-2031	社債	ザンビア	8.625	2031/6/1	407,315.43	0.0%
CENTRICA PLC 16-OCT-2043	社債	英国	5.375	2043/10/16	399,747.25	0.0%
UNITED MEXICAN STATES 09-FEB-2035	政府機関債	メキシコ	6.350	2035/2/9	396,509.63	0.0%
TRANSMANTARO 11-APR-2038	政府機関債	ペルー	5.200	2038/4/11	383,643.47	0.0%
OTP BANK NYRT 31-JAN-2029	社債	ハンガリー	5.000	2029/1/31	381,813.46	0.0%
SHINHAN BANK 20-SEP-2027	社債	韓国	3.750	2027/9/20	378,766.16	0.0%
PROSUS NV 03-AUG-2032	社債	中国	2.031	2032/8/3	377,259.97	0.0%
ERSTE GROUP BANK AG 16-JAN-2031	社債	オーストリア	4.000	2031/1/16	373,213.96	0.0%
CESKA SPORITELNA AS 15-JAN-2030	社債	--	4.824	2030/1/15	371,501.53	0.0%
ALIBABA GROUP HOLDING 28-NOV-2034	社債	中国	4.500	2034/11/28	369,937.56	0.0%
MILLICOM INTL CELLULAR 25-MAR-2029	社債	--	6.250	2029/3/25	368,531.03	0.0%
RUMO LUXEMBOURG SARL 18-JAN-2032	社債	ブラジル	4.200	2032/1/18	366,599.65	0.0%
ORBIA ADVANCE CORP SAB 15-JAN-2048	社債	メキシコ	5.500	2048/1/15	366,524.49	0.0%
ROMANIA 22-MAR-2031	政府機関債	--	5.375	2031/3/22	366,114.90	0.0%
SHINHAN FINANCIAL GROUP 05-FEB-2030	社債	韓国	3.340	2030/2/5	363,960.73	0.0%
MAPFRE SA 31-MAR-2047	社債	スペイン	4.375	2047/3/31	363,557.51	0.0%
HONGKONG LAND FINANCE 27-MAY-2030	社債	香港	2.875	2030/5/27	359,155.82	0.0%
BANCO MERCANTIL DE NORTE (Perp)	社債	メキシコ	7.625	--	334,514.30	0.0%
STANDARD CHARTERED PLC 10-MAY-2031	社債	英国	4.874	2031/5/10	330,486.98	0.0%
SK HYNIX INC 19-JAN-2031	社債	韓国	2.375	2031/1/19	330,437.37	0.0%
NETWORK I2I LTD (Perp)	社債	インド	5.650	--	328,887.00	0.0%
LIMA METRO LINE 2 FIN LT 05-APR-2036	社債	ペルー	4.350	2036/4/5	327,586.15	0.0%
FMG RESOURCES AUG 2006 15-SEP-2027	社債	オーストラリア	4.500	2027/9/15	323,816.39	0.0%
BANCO MERCANTIL DE NORTE (Perp)	社債	メキシコ	6.750	--	323,752.86	0.0%
FMG RESOURCES AUG 2006 15-APR-2030	社債	オーストラリア	5.875	2030/4/15	323,416.82	0.0%
NWD FINANCE (BVI) LTD (Perp)	社債	香港	5.250	--	323,270.00	0.0%
ALPHA SERV & HLDGS 11-JUN-2031	社債	--	5.500	2031/6/11	314,336.90	0.0%
LENOVO GROUP LTD 27-JAN-2028	社債	中国	5.831	2028/1/27	311,505.87	0.0%
SWEIHAN PV POWER CO PJSC 31-JAN-2049	政府機関債	アラブ首長国連邦	3.625	2049/1/31	296,772.12	0.0%
ERSTE GROUP BANK AG 08-SEP-2031	社債	オーストリア	1.625	2031/9/8	287,946.16	0.0%
PROSUS NV 03-AUG-2050	社債	中国	4.027	2050/8/3	285,595.59	0.0%
EP INFRASTRUCTURE AS 30-JUL-2026	社債	--	1.698	2026/7/30	282,749.55	0.0%
ING BANK NV 17-FEB-2027	証券化商品	オランダ	0.500	2027/2/17	281,450.72	0.0%
MAPFRE SA 13-APR-2030	社債	スペイン	2.875	2030/4/13	280,278.91	0.0%
CZECH GAS NETWORKS INV 08-SEP-2029	社債	ルクセンブルグ	0.450	2029/9/8	278,866.66	0.0%
SAPPI PAPIER HOLDNG GMBH 15-JUN-2032	社債	南アフリカ	7.500	2032/6/15	276,530.56	0.0%
KASIKORNBANK PCL HK (Perp)	社債	タイ	5.275	--	275,884.17	0.0%
NETWORK I2I LTD (Perp)	社債	インド	3.975	--	274,703.87	0.0%
NETWORK I2I LTD (Perp)	社債	インド	3.975	--	274,703.87	0.0%
TELEFONICA EUROPE BV (Perp)	社債	スペイン	2.376	--	274,162.14	0.0%
EP INFRASTRUCTURE AS 09-OCT-2028	社債	--	2.045	2028/10/9	266,717.46	0.0%
BANCO MERCANTIL DE NORTE (Perp)	社債	メキシコ	5.875	--	266,291.29	0.0%
SHINHAN FINANCIAL GROUP (Perp)	社債	韓国	2.875	--	266,249.80	0.0%
KASIKORNBANK PCL HK (Perp)	社債	タイ	4.000	--	263,131.02	0.0%
CESKA SPORITELNA AS 29-JUN-2027	社債	--	5.943	2027/6/29	262,448.82	0.0%
ITAU UNIBANCO HLDG SA/KY (Perp)	社債	ブラジル	4.625	--	258,804.57	0.0%
CELULOSA ARAUCO CONSTITU 29-JAN-2030	社債	チリ	4.200	2030/1/29	257,214.58	0.0%

ALIBABA GROUP HOLDING 09-FEB-2051	社債	中国	3.150	2051/2/9	255,680.04	0.0%
SK BATTERY AMERICA INC 23-JAN-2027	社債	韓国	4.875	2027/1/23	254,274.84	0.0%
ING GROEP NV 01-FEB-2030	社債	オランダ	0.250	2030/2/1	253,075.74	0.0%
APA INFRASTRUCTURE LTD 22-MAR-2030	社債	オーストラリア	3.500	2030/3/22	252,869.67	0.0%
WESTPAC BANKING CORP 10-AUG-2033	社債	オーストラリア	5.405	2033/8/10	252,574.67	0.0%
VIENNA INSURANCE GRP AGW 15-JUN-2042	社債	オーストリア	4.875	2042/6/15	251,310.56	0.0%
SK ON CO LTD 11-MAY-2026	社債	韓国	5.375	2026/5/11	249,422.51	0.0%
VOTORANTIM CIMENTOS INTL 05-APR-2041	社債	ブラジル	7.250	2041/4/5	247,957.11	0.0%
SUZANO AUSTRIA GMBH 15-JAN-2031	社債	ブラジル	3.750	2031/1/15	243,319.33	0.0%
STANDARD CHARTERED PLC 16-NOV-2028	社債	英国	7.767	2028/11/16	242,463.22	0.0%
INFRAESTRUCTURA ENERGETI 15-JAN-2051	社債	メキシコ	4.750	2051/1/15	241,766.36	0.0%
SK HYNIX INC 16-JAN-2029	社債	韓国	5.500	2029/1/16	241,437.39	0.0%
MINERAL RESOURCES LTD 01-OCT-2028	社債	オーストラリア	9.250	2028/10/1	239,334.23	0.0%
SUZANO AUSTRIA GMBH 15-SEP-2028	社債	ブラジル	2.500	2028/9/15	238,193.95	0.0%
OTP BANK NYRT 04-MAR-2026	社債	ハンガリー	7.350	2026/3/4	237,412.45	0.0%
MITSUBISHI UFJ FIN GRP 22-FEB-2031	社債	日本	5.475	2031/2/22	237,180.44	0.0%
SUZANO INTL FINANCE BV 14-JAN-2025	社債	ブラジル	4.000	2025/1/14	232,716.01	0.0%
GOODMAN AUSTRALIA FIN 03-MAY-2030	社債	オーストラリア	4.250	2030/5/3	232,426.53	0.0%
CEMEX SAB DE CV 11-JUL-2031	社債	メキシコ	3.875	2031/7/11	230,057.48	0.0%
LGENERGYSOLUTION 25-SEP-2028	社債	韓国	5.750	2028/9/25	228,267.96	0.0%
BANCO SANTANDER SA 18-AUG-2027	社債	スペイン	5.294	2027/8/18	226,968.13	0.0%
REPUBLIC OF COLOMBIA 02-FEB-2034	政府機関債	コロンビア	7.500	2034/2/2	226,551.34	0.0%
LENOVO GROUP LTD 02-NOV-2030	社債	中国	3.421	2030/11/2	225,342.89	0.0%
INFRAESTRUCTURA ENERGETI 14-JAN-2048	社債	メキシコ	4.875	2048/1/14	223,765.92	0.0%
ENTEL CHILE SA 14-SEP-2032	社債	チリ	3.050	2032/9/14	222,297.21	0.0%
CELULOSA ARAUCO CONSTITU 02-NOV-2027	社債	チリ	3.875	2027/11/2	221,857.67	0.0%
CELULOSA ARAUCO CONSTITU 29-JAN-2050	社債	チリ	5.150	2050/1/29	221,455.48	0.0%
STANDARD CHARTERED PLC 12-JAN-2028	社債	英国	2.608	2028/1/12	221,161.23	0.0%
RAIFFEISENBANK AS 09-JUN-2028	社債	--	1.000	2028/6/9	219,542.26	0.0%
REPUBLIC OF PANAMA 19-JAN-2033	政府機関債	パナマ	3.298	2033/1/19	215,022.22	0.0%
ALIBABA GROUP HOLDING 06-DEC-2037	社債	中国	4.000	2037/12/6	212,285.22	0.0%
CANPACK SA/CANPACK US 15-NOV-2029	社債	ポーランド	3.875	2029/11/15	209,139.66	0.0%
JSW STEEL LTD 05-APR-2027	社債	インド	3.950	2027/4/5	205,685.46	0.0%
HSBC HOLDINGS PLC 03-NOV-2033	社債	英国	8.113	2033/11/3	203,534.17	0.0%
MILLICOM INTL CELLULAR 15-JAN-2028	社債	--	5.125	2028/1/15	201,627.59	0.0%
GREENKO DUTCH BV 29-MAR-2026	政府機関債	インド	3.850	2026/3/29	198,659.83	0.0%
PERTAMINA GEOTHERMAL ENE 27-APR-2028	政府機関債	インドネシア	5.150	2028/4/27	196,616.78	0.0%
RAIFFEISEN BANK INTL 27-JAN-2028	社債	オーストリア	5.750	2028/1/27	194,302.30	0.0%
LG ELECTRONICS INC 24-APR-2029	社債	韓国	5.625	2029/4/24	189,540.36	0.0%
ERSTE GROUP BANK AG 07-JUN-2033	社債	オーストリア	4.000	2033/6/7	185,357.16	0.0%
NAKILAT INC 31-DEC-2033	政府機関債	カタール	6.267	2033/12/31	175,506.70	0.0%
BRASKEM NETHERLANDS 13-FEB-2033	社債	ブラジル	7.250	2033/2/13	175,444.86	0.0%
ITAU UNIBANCO HLDG SA/KY (Perp)	社債	ブラジル	7.721	--	174,801.60	0.0%
HSBC HOLDINGS PLC 22-MAR-2035	社債	英国	4.599	2035/3/22	174,296.75	0.0%
EMPRESA NACIONAL DE TELE 01-AUG-2026	社債	チリ	4.750	2026/8/1	174,158.17	0.0%
SUZANO AUSTRIA GMBH 15-JAN-2029	社債	ブラジル	6.000	2029/1/15	171,930.88	0.0%
BANCO SANTANDER SA 09-MAY-2031	証券化商品	スペイン	0.875	2031/5/9	170,773.43	0.0%
BRASKEM NETHERLANDS 10-JAN-2028	社債	ブラジル	4.500	2028/1/10	169,929.02	0.0%
SUMITOMO MITSUI TR BK LT 09-MAR-2028	社債	日本	5.500	2028/3/9	153,786.07	0.0%
RAIFFEISEN BANK INTL 17-JUN-2033	社債	オーストリア	1.375	2033/6/17	149,985.64	0.0%
SUZANO AUSTRIA GMBH 15-JAN-2032	社債	ブラジル	3.125	2032/1/15	148,408.90	0.0%
REPUBLIC OF COLOMBIA 30-JAN-2030	政府機関債	コロンビア	3.000	2030/1/30	147,022.02	0.0%
BRASKEM NETHERLANDS 13-FEB-2033	社債	ブラジル	7.250	2033/2/13	125,004.46	0.0%
FIRST QUANTUM MINERALS L 01-MAR-2029	社債	ザンビア	9.375	2029/3/1	120,207.21	0.0%
MONDELEZ INTERNATIONAL 13-APR-2030	社債	米国	2.750	2030/4/13	118,531.47	0.0%
DOOSAN ENERBILITY 17-JUL-2026	社債	韓国	5.500	2026/7/17	115,128.31	0.0%
RAIFFEISEN BANK INTL 12-MAR-2030	社債	オーストリア	1.500	2030/3/12	114,263.64	0.0%
UKRAINE GOVERNMENT 27-JAN-2032	政府機関債	ウクライナ	4.375	2032/1/27	112,211.74	0.0%
SOUTHERN CO 30-APR-2030	社債	米国	3.700	2030/4/30	84,691.53	0.0%

TELEFONICA EUROPE BV (Perp)	社債	スペイン	7.125	--	67,817.64	0.0%
SHIMAO GROUP HOLDINGS LT 11-JAN-2031	社債	中国	3.450	2031/1/11	10,667.10	0.0%

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2024 年 4 月 30 日現在です。

【オリックス 世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	1, 105, 121, 519円
II 負債総額	207, 407円
III 純資産総額（I－II）	1, 104, 914, 112円
IV 発行済口数	1, 262, 237, 509口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0. 8754円

（参考）

S h i n s e i ショートターム・マザー・ファンド

純資産額計算書

I 資産総額	338, 016円
II 負債総額	—円
III 純資産総額（I－II）	338, 016円
IV 発行済口数	340, 000口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0. 9942円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としす。）に支払います。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

① 資本金の額(2024年4月末日現在)

(i) 資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

(iii) 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、同日に同額を減資しました。

② 委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理業)及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2024年4月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2024年4月末日現在)		
ファンドの種類	本数	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	287	3,535,613
単位型株式投資信託	569	1,535,784
単位型公社債投資信託	76	180,507
合計	932	5,251,904

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 5 月 24 日

S B I アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 嶋 照 夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている S B I アセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 38 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I アセットマネジメント株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	801,610	1,318,220
関係会社短期貸付金	※2 2,900,000	※2 4,500,000
前払費用	47,781	75,720
未収委託者報酬	930,483	1,476,224
未収運用受託報酬	27,192	※2 20,429
その他	※2 35,928	43,335
流動資産合計	4,742,996	7,433,929
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 26,185	※1 26,047
器具備品	※1 2,592	※1 3,930
有形固定資産合計	28,778	29,977
無形固定資産		
商標権	1,261	1,860
ソフトウェア	61,598	194,084
その他	67	67
無形固定資産合計	62,926	196,011
投資その他の資産		
投資有価証券	688,191	746,394
関係会社株式	22,031	22,031
繰延税金資産	115,138	47,988
その他	30,247	41,782
投資その他の資産合計	855,609	858,197
固定資産合計	947,314	1,084,186
繰延資産		
株式交付費	2,654	1,632
繰延資産合計	2,654	1,632
資産合計	5,692,964	8,519,748

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	118,440	56,020
未払金	647,383	1,348,795
未払手数料	446,336	788,350
その他未払金	201,047	560,444
未払法人税等	159,134	162,014
未払消費税等	22,860	—
流動負債合計	947,819	1,566,829
負債合計	947,819	1,566,829
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,352,137	3,847,137
資本剰余金合計	3,352,137	3,847,137
利益剰余金		
利益準備金	100,050	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	853,521	2,586,857
利益剰余金合計	953,571	2,686,907
自己株式	△63	△63
株主資本合計	4,705,845	6,934,181
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39,299	18,737
評価・換算差額等合計	39,299	18,737
純資産合計	4,745,145	6,952,919
負債純資産合計	5,692,964	8,519,748

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,810,647	6,530,321
運用受託報酬	77,528	112,247
投資助言報酬	20	40
その他営業収益	—	17,987
営業収益計	※1 3,888,196	※1 6,660,596
営業費用		
支払手数料	1,786,085	3,002,489
広告宣伝費	4,516	1,071
調査費	129,242	279,089
委託計算費	403,078	657,400
営業雑経費	33,949	72,111
通信費	715	1,965
印刷費	25,129	57,926
協会費	8,050	12,004
諸会費	54	215
営業費用計	2,356,872	4,012,163
一般管理費		
給料	268,902	530,816
役員報酬	41,915	73,064
給料・手当	215,025	418,939
賞与	11,961	38,813
福利厚生費	33,604	85,313
交際費	15	—
寄付金	2,352	1,637
旅費交通費	1,182	2,623
租税公課	28,732	40,582
不動産賃借料	20,989	40,413
退職給付費用	5,529	31,515
固定資産減価償却費	10,208	42,089
業務委託費	54,710	56,992
消耗品費	2,298	3,711
諸経費	18,323	※2 637,135
一般管理費計	446,850	1,472,831
営業利益	1,084,473	1,175,602
営業外収益		
受取利息	※2 21,136	※2 53,147
受取配当金	80,435	1,250
投資有価証券売却益	—	131,942
雑収入	847	1,375
営業外収益計	102,419	187,715
営業外費用		
為替差損	121	1,040
株式交付費償却	1,516	1,764
営業外費用計	1,638	2,805
経常利益	1,185,254	1,360,512

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)
特別損失		
投資有価証券売却損	297,096	—
投資有価証券評価損	2,562	—
特別損失合計	299,658	—
税引前当期純利益	885,596	1,360,512
法人税、住民税及び事業税	276,030	326,163
法人税等調整額	△3,861	94,943
法人税等合計	272,169	421,107
当期純利益	613,427	939,405

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	400, 200	1, 350, 000	1, 350, 000	100, 050	240, 094	340, 144	—	2, 090, 344
当期変動額								
合併による増加		2, 002, 137	2, 002, 137			—		2, 002, 137
当期純利益					613, 427	613, 427		613, 427
自己株式の取得							△63	△63
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	2, 002, 137	2, 002, 137	—	613, 427	613, 427	△63	2, 615, 501
当期末残高	400, 200	3, 352, 137	3, 352, 137	100, 050	853, 521	953, 571	△63	4, 705, 845

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△135,145	△135,145	1,955,198
当期変動額			
合併による増加			2,002,137
当期純利益			613,427
自己株式の取得			△63
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	174,445	174,445	174,445
当期変動額合計	174,445	174,445	2,789,946
当期末残高	39,299	39,299	4,745,145

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	400, 200	3, 352, 137	3, 352, 137	100, 050	853, 521	953, 571	△63	4, 705, 845
当期変動額								
合併による増加		495, 000	495, 000		793, 930	793, 930		1, 288, 930
当期純利益					939, 405	939, 405		939, 405
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	495, 000	495, 000	—	1, 733, 335	1, 733, 335	—	2, 228, 335
当期末残高	400, 200	3, 847, 137	3, 847, 137	100, 050	2, 586, 857	2, 686, 907	△63	6, 934, 181

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	39,299	39,299	4,745,145
当期変動額			
合併による増加			1,288,930
当期純利益			939,405
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△20,562	△20,562	△20,562
当期変動額合計	△20,562	△20,562	2,207,773
当期末残高	18,737	18,737	6,952,919

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備品が3-15年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。
-------	---

運用受託報酬	運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。
--------	--

投資助言報酬	投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間に渡り収益として認識されます。
--------	--

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 9,215千円 器具備品 5,643千円 合計 14,859千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 12,573千円 器具備品 6,916千円 合計 19,490千円
※2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 関係会社短期貸付金 2,900,000千円 その他流動資産 23,099千円 合計 2,923,099千円	※2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 関係会社短期貸付金 4,500,000千円 未収運用受託報酬 954千円 合計 4,500,954千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものではありません。

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
	経営管理報酬 607,052千円
関係会社からの受取利息 21,130千円	関係会社からの受取利息 48,341千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	57,400	1,042,011	—	1,099,411

(注1)当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

これに伴い、普通株式の発行済株式総数は、516,600株増加いたしました。

(注2)2022年8月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、525,411株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	—	18	—	18

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加18株は、単元未満株式の買取りによる増加18株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,099,411	308,937	—	1,408,348

(注) 2023年4月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、308,937株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	—	—	18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	688,191	688,191	—
資産計	688,191	688,191	—
デリバティブ取引(注1)	△203	△203	—

(注1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	801,610	—	—	—
関係会社短期貸付金	2,900,000	—	—	—
未収委託者報酬	930,483	—	—	—
未収運用受託報酬	27,192	—	—	—
投資有価証券	2,246	—	—	—
合計	4,661,531	—	—	—

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	746,394	746,394	—
資産計	746,394	746,394	—

（注1）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,318,220	—	—	—
関係会社短期貸付金	4,500,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,476,224	—	—	—
未収運用受託報酬	20,429	—	—	—
合計	7,314,874	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	688,191	—	688,191
デリバティブ取引				
指数先物関連	—	△203	—	△203
資産計	—	687,988	—	687,988

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	746,394	—	746,394
資産計	—	746,394	—	746,394

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

当事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	684,519	627,800	56,719
	小計	684,519	627,800	56,719
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	3,672	3,747	△75
	小計	3,672	3,747	△75
合計		688,191	631,547	56,644

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	127,373	78,187	49,186
	小計	127,373	78,187	49,186
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	619,020	641,200	△22,179
	小計	619,020	641,200	△22,179
合計		746,394	719,387	27,007

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	311,403	—	297,096
合計	311,403	—	297,096

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	682,102	131,942	—
合計	682,102	131,942	—

4. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について2,562千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2023年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引 買建	7,735	—	△203	△203
合計		7,735	—	△203	△203

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。なお、当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の支払額は23,640千円であります。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）5,529千円、当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）7,875千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
電話加入権 438千円	電話加入権 714千円
投資有価証券評価損 100,697	投資有価証券評価損 12,489
未払事業税 7,131	未払事業税 6,662
その他未払税金 5,470	その他未払税金 6,300
未払金 18,485	未払金 29,896
その他 258	その他 195
繰延税金資産小計 132,482	繰延税金資産小計 56,258
評価性引当額 —	評価性引当額 —
繰延税金資産合計 132,482	繰延税金資産合計 56,258
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 17,344	その他有価証券評価差額金 8,269
繰延税金負債合計 17,344	繰延税金負債合計 8,269
繰延税金資産の純額 115,138	繰延税金資産の純額 47,988
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

2023年3月30日開催の当社臨時株主総会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約締結の決議が承認可決され、効力発生日である2023年4月1日付をもって吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

存続会社：当社

消滅会社：新生インベストメント・マネジメント株式会社

なお、事業の内容は、いずれも投資運用業を主とする金融商品取引業であります。

(2) 企業結合日

2023年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(4) 結合後企業の名称

SBIアセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

経営資源の有効活用及び最適化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針5. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
S B I ・ U T I インドファンド	680,260

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバル アセットマネジメント株式会社 (注1)	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス 事業子会社の持株会社	(被所有) 間接 93.3%	役員の兼任 データ購入 人員出向・受入 資金の貸付 (注2)	資金の貸付	2,300,000	関係会社短期貸付金	2,300,000
							貸付利息	16,111	未収利息	17,188

(注1) SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(旧商号モーニングスター株式会社)は、2023年3月30日付で商号を変更しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ウェルスアドバイザー株式会社 (注1)	東京都港区	30	投資助言業、金融情報サービス事業	—	運用への助言 資金の貸付 (注2)	資金の貸付	600,000	関係会社短期貸付金	600,000
							貸付利息	5,019	未収利息	5,019
	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託(注3)	販売委託支払手数料	770,398	未払金	186,563

(注1) ウェルスアドバイザー株式会社(旧商号モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社)は、2023年3月30日付で商号を変更しております。また、同日付で同一の親会社をもつイー・アドバイザー株式会社と吸収合併しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(注3) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(旧商号モーニングスター株式会社。東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(旧商号SBIグローバルアセットマネジメント株式会社。非上場)

SBIホールディングス株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバル アセットマネジメント株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス 事業子会社の持株会社	(被所有) 間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受入 資金の貸付 (注1、2)	貸付金の回収	3,250,000	-	-
							貸付利息の受取	68,587	-	-
							資金貸付	4,500,000	関係会社短期貸付金	4,500,000
							貸付利息	48,244	未収利息	1,010
							経営管理報酬	607,052	未払金	333,878

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ウェルシアアドバイザリー株式会社	東京都港区	30	金融情報サービス事業、投資助言業	—	資金の貸付運用への助言 人員出向・受入 データ購入等 (注1)	貸付金の回収	600,000	-	-
							貸付利息の受取	5,019	-	-
							貸付利息	96		
	株式会社SBI証券	東京都港区	54,323	証券業	—	販売委託(注2)	販売委託支払手数料	1,057,030	未払金	266,069

(注1) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(注2) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(非上場)

SBIホールディングス株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
1株当たり純資産額	4,316円15銭	4,936円99銭
1株当たり当期純利益	664円03銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。	667円03銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。

(注) 当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株あたり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
当期純利益(千円)	613,427	939,405
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	613,427	939,405
期中平均株式数(株)	923,786	1,408,330

(注) 当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、前事業年度の期中平均株式数を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、その他の重要事項

- ①定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

- ②その他の重要事項

SBIアセットマネジメント株式会社は、2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をいたしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

- (2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

オリックス 世界社債アクティブファンド(為替ヘッジあり)

信 託 約 款

SBIアセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
オリックス 世界社債アクティブファンド(為替ヘッジあり)

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主に投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)に投資を行うことを通じて、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人「Robeco Capital Growth Funds – Robeco Global Credits - IBH JPY」投資証券(以下「投資先ファンド」といいます。)および親投資信託である「Shinseiショートターム・マザー・ファンド」受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資先ファンドを通じて、主に世界の企業が発行する社債(新興国社債、ハイ・イールド社債、金融機関が発行する債券(CoCo債等のハイブリッド証券)を含みます。)、資産担保証券(ABS)を含む証券化商品等に投資を行います。
- ② 投資先ファンドにおいて、外貨建て資産に対し原則として対円で為替ヘッジ取引を行います。
- ③ 投資先ファンドへの投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。
- ④ 資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等(「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑥ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の

10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算期末に、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益等の範囲で、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、委託者の判断で分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
オリックス 世界社債アクティブファンド(為替ヘッジあり)

約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第22条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年4月18日まで、または第40条第1項および第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条第1項により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるもの

とします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建て資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建て有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第21条に規定する外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。))及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。))の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同

じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、原則として、毎営業日の15時までにその取得申込者に対し販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日から起算して4日以内(土日を除きます。)に下記のいずれかに該当する日を含む場合は、受益権の取得申込に応じないものとします。ただし、第36条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

- ・ルクセンブルグの銀行休業日

- ・委託会社が定める日

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期

間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形(上記イ. に掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を主として、ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人「Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY」投資証券(以下「投資先ファンド」といいます。)およびSBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「Shinseiショートターム・マザー・ファンド」のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第17条 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の

10%以内とします。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建て資産について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券または親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年4月21日から翌年4月20日とすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より2019年4月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提

出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第32条 信託事務の処理等に要する諸費用(法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用等、および当該諸費用に係る消費税等、信託財産に関する租税および受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を除きます。))は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額に係らず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。

⑤ 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、第30条に規定する計算期間を通じて日々計上され、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の63の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末に当該6ヶ月終了日および当該計算期末の受益権口数に対応する金額を、または信託終了のときに当該信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、第32条第1項および第5項ならびに第33条第1項および第3項の規定による金額を控除した後その残金を受託者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、第32条第1項および第5項ならびに第33条第1項および第3項の規定による金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第36条第1項および第2項に規定する支払開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第36条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位をもって、原則として、毎営業日の15時までに一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日から起算して4日以内(土日を除きます。)に、下記のいずれかに該当する日を含む場合は、受益権の一部解約の実行の請求に応じないものとします。

- ・ルクセンブルグの銀行休業日
- ・委託会社が定める日

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、投資先ファンドが償還された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合(ただし、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。))と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律

第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対して、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第48条 委託者は、信託期間の満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiam.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第50条 委託者は、投資信託および投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的な方法により受益者に提供します。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2018年7月27日

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
委託者 新生インベストメント・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

